

## 1. 議事日程

〔平成22年第4回安芸高田市議会12月定例会第2日目〕

平成22年12月 9日  
午前10時開会  
於 安芸高田市議場

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

## 2. 出席議員は次のとおりである。(20名)

1番	前 重 昌 敬	2番	石 飛 慶 久
3番	児 玉 史 則	4番	大 下 正 幸
5番	和 田 一 雄	6番	水 戸 眞 悟
7番	先 川 和 幸	8番	山 根 温 子
9番	宍 戸 邦 夫	10番	山 本 優
11番	前 川 正 昭	12番	秋 田 雅 朝
13番	赤 川 三 郎	14番	青 原 敏 治
15番	金 行 哲 昭	16番	入 本 和 男
17番	今 村 義 照	18番	亀 岡 等 之
19番	塚 本 近	20番	藤 井 昌 之

## 3. 欠席議員は次のとおりである (なし)

## 4. 会議録署名議員

1番	前 重 昌 敬	2番	石 飛 慶 久
----	---------	----	---------

## 5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名 (19名)

市 長	浜 田 一 義	副 市 長	藤 川 幸 典
教 育 長	佐 藤 勝	総 務 企 画 部 長	清 水 盤
市 民 部 長	廣 政 克 行	福 祉 保 健 部 長 兼 福 祉 事 務 所 長	重 本 邦 明
産 業 振 興 部 長	大 野 逸 夫	建 設 部 長 兼 公 営 企 業 部 長	河 野 正 治
教 育 次 長	田 丸 孝 二	消 防 長	光 下 正 則
会 計 管 理 者	立 田 昭 男	八 千 代 支 所 長	藤 本 宏 良
美 土 里 支 所 長	岡 田 敦 男	高 宮 支 所 長	宮 木 雅 之
甲 田 支 所 長	箕 越 秀 美	向 原 支 所 長	三 上 信 行
総 務 課 長	沖 野 文 雄	行 政 経 営 課 長	武 岡 隆 文

政策企画課長 竹本峰昭

6. 職務のため議場に出席した事務局の職氏名（4名）

事務局長	佐々木	清	事務局次長	外輪	勇三
主査	森岡	雅昭	主任	藤堂	洋介



午前 10時00分 開議

- 藤井議長 皆さん、おはようございます。  
ただいまの出席議員は20名であります。  
定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。



日程第1 会議録署名議員の指名

- 藤井議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第79条の規定により、議長において1番前重昌敬君及び2番 石飛慶久君を指名いたします。



日程第2 一般質問

- 藤井議長 日程第2、一般質問を行います。  
一般質問の順序は通告順といたします。質問方式は、一問一答方式とし、1議員当たり持ち時間は答弁を除いて30分以内でございます。なお、一つの質問を終え、次の質問に移る場合は、次の質問に移りませう等の発言をし、明確にわかるようお願いいたします。  
それでは、質問の通告がありますので、順次、発言を許します。  
5番 和田一雄君。

- 和田議員 おはようございます。5番議員、日本共産党 和田一雄でございます。  
通告に従いまして順次質問をさせていただきますが、すべて関連性がございませうので、重複をする点があらうかと思ひますが、御了承願ひたいと思ひます。

まず1点目が、TPP交渉への参加についてということでございませうが、この急浮上いたしました環太平洋戦略的経済連携協定ということでございませう。トランス・パシフィック・パートナーシップという訳でございませうが、これが総称してTPPということでございませうして、これは御存じだと思ひますが、まずシンガポールとニュージーランドがFTA、自由貿易協定を結びませうして、その後、チリとウルグアイが加盟いたしましませうして、4カ国でこのTPPを結成し、加盟し、そして発効したと。このEPAがTPPであります。それから、あと5カ国、オーストラリア、アメリカ、ペルー、ベトナム、マレーシアそういった5カ国が交渉に入つて9カ国で現加盟国の4カ国と合せて、9カ国が今交渉中ということでございませう。そこへ、今日本が交渉参加をするかどうかということで、この間の横浜のAPECでクリントン国務長官とも話して、菅総理が一応方向性として来年の6月に加盟するかどうかということを決めさせていただくということになっておるのではないかとこのふうに思ひます。このことに関しましませうは、日本のそういった農産物の輸入額が1966年に1兆2,000億円、そしておとし2008年で6兆と。そして自給率が1955年が73%、そして去年2009年度が40%という推移になっておる中

で、日本は今世界でも1番のそういった輸入国でございます。そこで、このことが今の日本に対してどれだけの影響を与えるか。また農水省もいろんな試算をしております。

それです。私が思うのは、自治体の風潮である浜田市長がこのTPPということに関してどういうお考えをお持ちか、それをお聞きいたします。

○藤井議長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 ただいまの質問にお答えをしたいと思います。

議員が先ほど御説明されたように、TPPは環太平洋経済連携協定でございます。物流のみならず、人の移動、知的財産の保護、投資、競争政策など、さまざまな協力や幅広い分野での連携により、両国または地域間での親密な関係強化を目指す協定だと理解しております。

「例外なき関税撤廃」「ゼロ関税」とも言われており、もし関税が撤廃されれば4分の1以下の価格の外国産の米や小麦、砂糖、牛肉、牛乳及び乳製品等が輸入されることになると思います。日本の農業は、壊滅への道を歩むことも予想されると思います。国も持続できる農業経営体をめざし、規模拡大のための施策を進めておりますが、到底アメリカやオーストラリアの大規模農業に肩を並べることは不可能だと思っております。

政府が今年3月に閣議決定されました「食料・農業・農村基本計画」には、平成32年度の総合食糧自給率の目標を平成20年度41%を50%まで引き上げると盛り込まれております。関税が撤廃されなければ自給率は14%まで落ち込むと試算されております。

また、中山間地域が有している国土、自然環境の保全、歴史、文化などの多面的機能は国民の共有の財産であります。一度失われれば簡単に取り戻すことはできないと思っております。

林業においても、間伐材で作られている合板の国内シェアは現在88%でございますが、10%の関税が撤廃されれば、国産材からの切りかえが一気に進むと考えられます。

一方、産業界全体のことを考えれば、大多数を占める中小企業にとっては輸入品との競争激化が懸念され、これらを一気に開放することは我が国では産業、雇用、国民生活全般に劇的な変化をもたらすと言われております。

このように、この問題は非常に複雑な要素を含んでおり、政府の動向を今後注意深く見守るとともに、JAをはじめ農林水産関係団体等とも連携をいたし、議会の皆様とも意見を交換しながら慎重に取り組んでいきたいと思っております。

先般も、新聞等の情報集めを行ってまいりました。国、県と今お話をしておりますが、国、県の方向性、問題の意識はあってもなかなか交渉というのはまだ決まってないので、我が中山間地にとって非常に農業にとって

はこの黒船が来たようなもんで、しっかり考えていきたいと。よその市町にもおくれをとらんようにしっかり対策を講じていきたいと思いますので、よろしく御理解をしていただきたいと思います。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

和田一雄君。

○和田議員 今市長のほうからいろいろと説明もありましたが、まず、この今安芸高田市が先ほども話がありましたが、いわゆる地産地消、こういったことを広島北部農協と連携をして非常に力を入れられ、推進をしていく。また、来年の4月には総合給食センターの供用開始になるといった中で、そういった農産物に関してのいろいろ市民の皆さんの不安があると思うんですね。ですから、私が言うのはいろいろと国も試算をしていますが、もしそういった試算ができておればそれを言っていたきたいと。それと先ほど言いましたように、これは国の政策ですからもう6月にそういった方向性っていうか、交渉への参加をするかという決定がされると思います。ですから、半年あるわけですから、今言われたようにいろいろと動向を見られることもわかりますけど、ただこの場で市長のいわゆる基幹産業に備わっておられるそういった農産物生産者に対してのことを一言、言っていたらというふうに思います。よろしくお願ひします。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 非常にこれ、菅総理大臣が答えないけんような話なんですけど、私なりにちょっと今勉強していることをちょっとお話をしたいと思います。

いろんなお話を聞きますと、悲観的な話ばかりではないと思っております。非常に日本の農産物に対してのブランド性を認めている国もたくさんあってですね、それをちゃんと誘致してる方もおられるということなんで、こういうこともしっかり生かしていかないといけないと思います。

昨日もう来てしまいましたけど、聞いてみたら日本の米はおいしいとかグレードが高いとかこういうようなこともあるんで、そのいわゆる付加価値を上げるというようなことではなしに、既に付加価値が上がっているものもある、こういうものをしっかり考えていきたいと思って。

今、先般もそういうような安芸高田市の動きがどうかということも調べています。先般、向原のほうで外国との国の関係とかいろいろなことをしている業者の方もおられまして、意見を賜ってしたんですけど、そのようないわゆる関税の撤廃にかかわらずちゃんと今まで生きてきた人もおられます。そういうことを全部総合しながらやっぱり対策を講じていきたいと思っております。

それから農協との連携を保って子どもたちのこれからの学校を受けることから、後継者とかいうのはいかなる時代になっても必要なことなんで、さらに連携を深めていいことはとにかく続けていきたいと。

地産地消にしてもやっぱり地産という先般も舎内会議で言ったんですけど、地産という我が特産物を自分のところだけで消費というのではなく、よそにも売って出ることと考えていきたいと思っています。安芸高田市のえびす茶とかあきろまんとか、そういうようなものを県外、あとは国外にちょっと買ってもらう事も広い意味での地産地消と理解して、これからもそういうことも考えていきたいとかように思っていますので、御理解を賜りたいと思います。

多分ですね、今、安芸高田市の皆さんもうちの職員も、このTPPのこの問題を理解して考えてくれていますので、決して他の市町におくれて、前へ行っってもおくれていると思っではないんで、しっかり勉強して考えますのでよろしく願いして御理解を賜りたいと思います。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

和田一雄君。

○和田議員 ありがとうございます。前向きにいろいろとお考えのようでございますので、引き続き、それをお願いしたいと思います。

それでは、次の質問に移ります。

林業、木材産業の再生についてということですが、これも関連性がございしますが、いわゆるかなりこういった林業関係が衰退しているということで、まずこういったものを再生するには何があるかということになれば、いわゆる所有者の造林の再生ですよね。これに対しての補償、これがまず1点。

2点目は、木材価格の底上げ、これが上げられようと思うんですね。それと、いわゆる他の諸団体、森林組合等との行政が手を携えて再生をしていくということが必要になってくると思います。そこで現在の木材の価格でございますが、杉で例えますと、立木でリューベが2,654円という価格算定になっております。それからそれを柱の五寸角の通し柱といたしますが、6メートル物としましたらこれがリューベ当たり425円なんですよね。とてもじゃないですけど、そういうようなものでできるかどうかということですが、このことでこの安芸高田市の本市の今の林業のそういったどれだけの山があってその人口が何ぼで生産がどのぐらいあってというようなことがわかれば、教えていただきたいと思っています。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 林業、木材産業の再生についての御質問でございます。

安芸高田市の山林面積は約4万2,000ヘクタールでございます。そのうち国有林が4,000ヘクタール、民有林が3万8,000ヘクタールでございます。民有林の詳細面積、就労人口、生産高についてのお尋ねでございますけど、後ほど担当部長のほうからお答えをさせていただきます。

私からは、生産供給体制及び需要の拡大についてのお答えをしていきたいと思っています。戦後盛んに植林をされました杉、ヒノキの人工林は間

伐の時期を迎え、中には伐期を迎えたものもございます。しかし、運び出す道がなく、土地もまとまっていないことから間伐が進まないという現況でございます。また、儲けにならない山に目が向かず、境界すらわからない所有者も少なくありません。

そこで所有者がばらばらに分かれている山林について、5ヘクタールから8ヘクタールの規模を一くくりにして、幅3メートルの作業道を整備し、高性能林業機械で効率的な間伐を行う集約化施策を進めているところであります。今後はこの事業を積極的に進め、生産供給体制の確立を図ってまいりたいと考えております。

また、需要の拡大につきましては、広島県産材を住宅に活用した場合の助成制度の活用促進や公共施設等の木材化の推進に取り組んでいます。

いずれにいたしましても、安芸高田市の8割が山林であります。今度も森林組合との連携を密にし、積極的に山の活用を図って活性化につなげてまいりたいと思っております。

○藤井議長 引き続き答弁を求めます。

産業振興部長 大野逸夫君。

○大野産業振興部長 安芸高田市の民有林につきまして、先ほど市長のほうから3万8,000ヘクタールという御答弁を申し上げました。正式には3万8,252.08ヘクタールでございます。民有林のうち市が有しております市有林が894.89ヘクタールでございます。また、6町の財産区有林が199.53ヘクタール、県有林が99.24ヘクタール、残りがそれぞれの個人お持ちの私有林でございまして3万7,058.42ヘクタールでございます。合計3万8,252.08ヘクタールとなっております。

またそのうち人工林が先ほど市長のほうから戦後植林をされたと答弁いたしました人工林が1万462.34ヘクタールでございます。また天然林も多く残っております2万7,360.58ヘクタール、木が生えていない山もございまして無立木地429.16ヘクタール、合計3万8,252.08ヘクタールでございます。

就労人口でございますが、高田郡森林組合の21人をはじめ、合計では70の方がこの林業に携わっておられます。もちろん個人で山を整備されている方もあるわけですが、営業として携わっておられるのは70名余りでございます。

取扱高ですが、国営林の管理をされておられます美土里町の犬伏山興産組合の5,700リユーベをはじめ、全体では1万1,000リユーベの取扱量になっておりまして生産高では約7,700万と集計をいたしているところでございます。以上でございます。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

和田一雄君。

○和田議員 植林の関係でございますが、この先々月10月30日の土曜日に広島の広島銀行本店の大西さんが安芸太田町の松原というところの日新林業という民間会社の山林に0.5ヘクタールの山林へ、クヌギとクリと山桜の苗

木を100本ずつ合計300本の植林をしたということで、これは5年計画で最終的に3ヘクタールのものをやる予定にしているということで、これも今後の大事なことではないかと思えます。それとこのことが山の体験とかいろんな森林の携わる人間のものとか自然にかえるとかいったことになるのではないかと思えますが、この植林ということに関しての考えをお伺いいたします。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議員がおっしゃるように大切なことだと思います。今我々も施策として安芸高田市の植林をしっかりやっていきたい。今、支援、国のほうもちゃんと財政的な支援もあるんですけど、残念かな、所有権とか入り合いがはっきりしないものですから、これ詰まってるような感じなんです。まずは共有林とか、そういうものについては積極的にこれからも推進していきたいと思っております。非常に問題は国調の中で、境界がはっきりしないと。市民の方々も自分の山にとって関心があるけど、積極的な関心がないと、境がわからんというようなことなんで、この辺の大きなハードルはあるんですけどもしっかり植林をしていきたいと。先般、私もコラムのほうで書かせてもらいましたけど、この森林というのはこれからさっきのようなTPPの問題もございまして、これからの地球環境を守るというような大事なもののなので。先般、ある本を読んでいたらやっぱり植林をして木が育つ状況でないと炭酸ガスを吸うてくれないということなんで、この辺に目を向けることがいわゆるこれからの環境を守ることになるので、積極的に植林を進めていきたいと。このことが環境とまたは山主さんの資産の活用増へつながっていけばと思っております。現在、積極的に進めてるんですけども、数量等については部長のほうから説明をいたしたいと思えますけど、やろうと思っても山に入れてくれないというのが状況です。入れる山というのは限られておるといことで御理解をしてもらいたいと。このハードルをちょっと越えるべき国とか県とか折衝を今しているところでございます。よろしく願いいたします。

○藤井議長 引き続き答弁を求めます。

産業振興部長 大野逸夫君。

○大野産業振興部長 現在、天然林を伐採をして天然林を切ったところに新たに新植をするというこの制度は国も県も設けておりません。ただ人工林を切ってそこに新たに新植をするという制度はございます。まずそこを御理解いただいて。

またこの天然林を切った中に杉、ヒノキを植栽をするということですが、やはり先ほど議員がおっしゃっていただきましたように、これからその中に広葉樹もまぜて新植をしていくという形を将来的にはとっていくべきだというふうに思います。

同じ答弁になりますが、やはりうちの事業では低コスト林業団地の事

業を設けておまして、Aさんの山を企業が買ってその木を切ろうと思ってもその間にBさん、CさんがおられてAさんの山に行けないというところが今までネックになっておりました。そこを5ヘクタールから8ヘクタールを一くくりにして、その中の地権者の了解をいただいて作業道をつけてAさんの山から木を出していくという形を集団化でとっていかないとなかなか今までのような形でAさん、Bさんの山を経過して上の山に行くというところの中で非常に出しが難しいという状況がありますので、それは一くくりの中で全員の同意で作業道をつけさせていただいて出しをよくして出していくという形で、コストを下げていかないと、議員がおっしゃいましたように価格が今なかなか上がらない状況ですので、それですとコストを下げるというところで今の集団化を実施しているところでございます。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

和田一雄君。

○和田議員 それではそういった推進のほうも一つよろしく願いいたします。

次の質問に移ります。

森林整備についてでございますが、森林整備と申しますのは、今の山が大変荒れておる。とにかく踏み入りも行かないとかというようなことでいろいろ地権者の所有もわからないとかいろんなことがあろうと思えます。その中で現在、先ほどお話がありましたが、いろんな間伐がございます。そしてこれが今広島県で間伐をさせられておるという面積が5万ヘクタール。これはマツダスタジアムに換算しますと1万4,000個分にあたるという広さでございます。これで間伐といいましてもこれ一つのレジャーと考えてやる方法があるということが言われておりますが、これはヒノキのことでございますが、ヒノキ林、近隣で言えば三原でヒノキの樹皮を皮をむくということでそのヒノキを立ち枯れをさせてそれを撤去している。これを皮むき間伐ということで名づけているらしいんですが、小さな子どもさんでも木の根元にのこぎりで切り目を入れて引っ張るとずるずるとむけていくというようなことで、1年から2年するとそれが立ち枯れをして重量も3分の1になるということで撤去も簡単にできるということでございます。そういったことの間伐ということでございますが、今のこの本市においていろいろな事業をやられておると思いますが、何を実際にやっておるのかということが市民の方はわかってないと思うんです。その辺のことをお願いいたします。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 ただいま事業の内容とか予算とか、官民協働の整備推進の考えはということでございます。事業の中身、市民にわかりにくいんじゃないかということなんでございますけど、ちょっとここでは事業の種類についてちょっと御説明したいと思えます。

今現在、森林事業5事業に取り組んでおります。それでこの今事業の

一番ネックになってるのはやっぱり山に入れないということです。山に入って仕事ができれば、さっき言ったようになかなかお金を取ってこれるんですけど、仕事がさせてもらえないということがあるのでここが非常に大きなネックだと思っていただきたいと思います。

まず一番目に公的な森林整備事業として、安芸高田市と分収契約を行っている山林の保育事業（間採・枝打ち・除伐）等を実施しております。予算は、分収造林事業費に委託料1,088万3,000円を現在措置しております。

2番目の事業として、流域育成林整備事業を行っております。市有林の間伐、除伐、枝打ちと行っており、予算は流域公益保全林整備事業費に委託料の610万8,000円を措置しております。

3番目に、森林整備地域活動支援交付金事業として、市内に27地区ある林業低コスト団地の作業道の維持や山林境界明確化の活動を行っている高田郡森林組合や県農村振興センターに対し、交付金を支出しております。予算は交付金1,508万円でございます。

次に4番目に、森林整備加速化・林業再生事業として林業低コスト団地内の民有林、市有林、分収林の間伐・集材路の整備、境界明確化に取り組んでおります。予算は3,647万5,000円でございます。

5番目でございますけど、ひろしまの森づくり事業として、ひろしまの森づくり県民税を活用して、民間の放置された人工林の間伐に関する補助金や、天然林の間伐である里山整備に関する交付金を支出しております。予算は4,140万円でございます。

議員御指摘のように、これからの時代は林業を活性化していくことが非常に重要であります。しかし、森林所有者の林業に対する関心が薄いのも事実として感じているところでございます。さまざまな課題もございますが、高田郡森林組合をはじめ、民間の事業者とも連携をいたし、引き続き官民協働による林業の振興に努めてまいりたいと思っておりますので御理解を賜りたいと思っております。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

和田一雄君。

○和田議員 こういった山のことを聞きまして、いろいろとお聞きしましたが、今COP16、メキシコで会議がやっておられると思いますが、温暖化ということで来年がまた森林イヤーということで山の年になっております。そして今の需要供給の問題もありましたが、住宅のリフォームとかいろいろとあろうかと思っております。それと人里と奥山の境、境界に里山ですよね。これがまず整備ということで、今後ともいろいろな事業をよろしくお願いをいたしまして、次の質問に移ります。

次は、「ナラ枯れ」ということですが、なかなか耳にされる方も少ないかもわかりませんが、今全国的にこのことがかなり広く問題になっておることが、このブナ科の広葉樹林でございますが、いわゆるカシノナガキクイムシという通称カシナガという虫でございます

が、5ミリ程度の甲虫、これがその木の幹に穴をあけてそこにナラ菌を生んで、それを幼虫が食べて大きくなっていくということでどんどんそれが広がっておるといことで、この山がきれいに紅葉しておるといのが実際は枯れておったといことでございます。それでこのことで山形で新工法としてフェロモントラップという工法というものを開発されて、このことによつて先に元気な木に幹へ殺虫剤を注入して、そこで呼び寄せて4万匹ぐらいを一遍に死滅できるというふうなものができるおるといことで、今後こういったものをこの本市においても展望として調査もしながらやる必要があるのではないかと。必ず広がってくるのではないかと。それでこのことが資源の木の、また土砂災害の防止ということにもつながるのではないかと。その点で今どれだけの認識をされて調査があったのかどうか、今後もしあればどうい対策を練っていられるのかをお聞きいたします。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 ただいまの「ナラ枯れ」についての御質問でございます。

ブナ科の樹木の枯死についてでございます。確かに今年度は広島県内、特に西中国山地を中心に広葉樹の枯死「ナラ枯れ」が深刻化をしていると聞いております。

この「ナラ枯れ」は、先ほど議員が申されましたように、カシノナガキクイムシが媒介するカビの一種で、ナラ菌による伝染病と伺っております。ナラ菌が木の内部で増殖をいたしまして通水を妨げ木を枯らしているといことでございます。特に夏場がピークでナラ菌が木に入つて早ければ数週間で枯死をすと言われております。この夏の高温少雨が大きな要因であるといとらえられております。

被害は、標高の高い山陰側から南下をしてきて、北広島町の八幡地区、安芸太田町、及び庄原で確認されておりますが、安芸高田市では現在のところ被害報告を受けておりません。実態調査も現時点では考えておりませんが、今後の状況次第では標高の高い場所の調査の必要性も懸念していきたいと思っております。

なお、この予防処置対策でございますが、被害木への薬剤注入を施し、カシノナガキクイムシやナラ菌の防除をしたり、燻蒸、ビニールシートの装着などがございます。

いずれにいたしましても今後の状況を視察しながら、広域連携による予防対策を考えていきたいと思っておりますのでよろしくお願ひいたしたいと思ひます。議員御指摘でございます、山を注意深く見守つて早目に対策を講じていきたいといかように思ひます。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

和田一雄君。

○和田議員 それでは今の件、よろしくお願ひいたします。

続きまして、次の質問に移らせていただきます。

次はまた関連がございますが、シカの食害ということで、現在皆さんも御存じとは思いますが、シカの生態がこの森林野生動物の中でシカが唯一の、みずからの生態を変えていくということで、現在1年前後でもう出産をすると、子どもを産んでいくということになっておると。ですから、数がどんどんふえて物すごく食害が多いということで、特に今ひどく悩まれておるのがこの中四国でいえば四国、この4県が特にひどいということで、このシカ食害ということでその調査がどうされておるかかわらんのですが。このことに関してシカのいわゆる駆除の問題になろうと。これは有害鳥獣の関係でもございますが、昨日も同僚議員のほうからありました猟師の問題ということで、この猟師が今いろんな補助金とかいうことで狩猟免許の取得者に対して現在2名ほど予定しておるということではございましたが、高齢者が高齢化しておる。それからその次の段階の担い手の育成ということもありまして、これは提案になろうかと思うんですが、若い人が集まっておるところといえば市が一番多いんじゃないかということで、市の職員さんに市長のほうからでも奨励をされて、できればそういったことをすれば若い人が集まっておられるんで少しでも補充できるんじゃないかというふうに思うわけですが、その辺のお考えをお聞かせ願いたいと思います。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 ただいまシカの食害についての御質問でございます。

昨年度シカによる被害状況は水稻や大豆の新芽など、被害面積約26.8ヘクタール、被害額で約3,500万円となっております。

このシカ対策でございますが、猟期には猟友会の協力を得て、猟期以外では各町の有害鳥獣捕獲班の協力を得ながら捕獲に努めているところでございます。今年度は、シカ1,965頭の捕獲を計画しております。安芸高田市捕獲班員のうち1種免許保持者（銃による射殺ができる方）の平均年齢は64歳となっております。今後5年ないし10年先を考えると、ますます被害状況が拡大する中、大変不安な状況にあります。猟友会としても、後継者育成が急がれているところであります。

そのような状況の中から今年度新規に狩猟免許の取得を希望される方に対し、取得経費助成制度を新設したところでございます。今年度新たに、2人の方が免許の取得をしていただきました。先ほど議員御指摘のように免許取得ではなしにその後の経緯についても御支援をとということでございます。検討してまいりたいと思います。この狩猟免許取得経費助成制度を再度幅広く市民に周知しながら後継者育成に今後も努めてまいりたいと思います。

なお、職員の免許取得の奨励についてでございます。貴重な御意見として承り、今度の課題とさせていただきますと思います。お願いはできますけど、強制的にとというのは今地方公務員上の問題もございます。少し課題として受けとめさせていただきますと思いますので、御理解を賜

りたいと思います。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

和田一雄君。

○和田議員 このことに関してはいろいろと予算も必要なことでありますので、今年度の予算が22億7,800万円、これが前年比で言いますと18.7%減の5億2,200万円、それだけ減っておるわけですが、これは県の事業仕分けで減っておるわけですが、このことで金額が減っておるが費用がふえてると、これは全国的なことで47都道府県でのことでございますが、全体では大体200億円ぐらいの農産物だけでもそれだけのものがあるということで、そういうことばかり言うとはいかんということで、今農水省のほうで来年度11年度は100億100万円ほどの緊急有害鳥獣の対策事業費を概算要求したということになっておるそうでございます。いかなんにしてもこういうことでいろいろと大変だろうと思うんですが、よろしくお願いたします。

次の質問に移ります。

今言いました有害鳥獣の問題でいろいろこの本市におきましても、中山間地域でもございますし、農産物の被害、また山林の被害、そういったことで防護策等を必死でやられておる状況だろうと思います。そしてその中で殺すばかりじゃなしに、狩猟するばかりじゃなしに、地域の資源としてそれが有効利用できないかということで、先般、我々委員会が視察をしましたのが、紀伊山地の中央部に位置する日高川町、和歌山県の日高川町が全国的にも有名になっておるそうでございます。そこに「ジビエ」いわゆる鳥獣肉ですが、それを何とかならんかということで2つの施設を処理加工施設ですが、それをつくられたと。それがこの間この議会でも提案型の質問として同僚議員のほうからもあったと思います。これは猟友会との話があるかと思うんですが、その話を、例えば、まず施設をつくるにしてもまずそういったところの話ができていないと前に行かんのではないかということで、その時の話が現在協議されておるのか、どうなっておるのかをお聞きます。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 ただいまの「ジビエ」の活用についての御質問でございます。質問にお答えしたいと思います。

「ジビエ」の活用につきましては、9月の定例会の一般質問で同様の質問がなされました。回答したところでございますが、捕獲した野生の獣畜、いわゆる「ジビエ」の活用につきましては、さまざまな問題がございます。

処理加工施設の設置につきましても、例えば、捕獲獣肉のニーズが現在どの程度あるのか、今後どの程度見込まれるのか、またニーズに応じた供給体制ができるのか、管理運営はだれがどのようにするのか、採算性が合うか合わぬか、ランニングコストはどれぐらい必要になるかとい

うこととございます。

先般、先ほど御説明があったように産業建設常任委員会で視察をされました和歌山県日高川町においても施設設置については、猟友会等の強い要望を受けて設置されたと伺っております。例えば、施設の管理運営に猟友会会員が加わっていただくとともに、猟友会会員の方も他の職業を持たれている方もある中で、会員の理解が第一前提だと存じております。

いずれにいたしましても、管理運営体制のあり方につきましては、重要な項目になると考えております。本当に施設が必要かどうか、猟友会や捕獲班と十分協議を重ね、一定の方向性を出したいと考えております。先般、猟友会の一部の方とも協議をしておりますけど、賛否両論というのが現状でございます。我々ももっと理論武装してこのことの必要性を猟友会の方に訴えて説得をしていきたいと考えております。

今後さらに猟友会の総意としての意見を聞くとともに、関係機関とも協議いたし、民意が熟せば前向きに検討していきたいと思っております。議員御指摘のように「ジビエ」も中山間地域の大切な特産でございますので、活用をはかっていきたいと思っておりますので御理解を賜りたいと思います。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

和田一雄君。

○和田議員 申し遅れましたが、日高川町は有吉佐和子の小説、日高川の舞台になったところで、人口は約1万1,000人で本市の約3分の1強ということでございます。そこで今市長のお話があったんですが、前向きに考えておるといことで、金額的にもあそこ2つ施設があるんですが、ジビエ工房紀州という2つのものをつくって新築したのが、1つが建築が2,100万円、設備が650万円と76平米ですね。あとは改修した部分が880万円と650万円、そしてそれが140平米。ですから安芸高田市がもしやるとすれば、元の給食センターとかいろんなそういった施設を利用すればいいんじゃないかというふうに思います。それと展開としてそういったもので水平展開をすれば、今回も言いました総合給食センターのそこへの供給とか、それから市外、市内へのそういったホテルとかそういったところへも視野に入れたルートの拡大も図っていければというふうに思います。とりあえずそういったところで早いうちにそういったことをお願いして、それと猟友会さんとの話があると思います。それで猟友会さんのちょっと聞きたいんですが、猟友会さんは一つの組織ですか、二つの組織ですか。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 現在、一つの組織になっていると思います。それからさっき議員御指摘をされておるんですけども、安芸高田市内の使える施設を今実はこう見てるんですけども、元ニュージーランドの跡が非常にすばらしい

保管庫もあって使えるものもあると思います。問題は猟友会の方々がやっぱり気持ちよく協力してもらわないと困るので、現在それなりにこういうことを言っているのかわかりませんが、イノシシの肉とかシカの肉、おいしいときの猟期はわりかし皆さんは積極的にやっておられて、その肉がまずいときの猟期というのがあるんですけれども、勉強すればするほどそういう猟期の中の狩猟の仕方というのもございます。こういうことを踏まえた上での話をしないとなかなか前にいきません。先ほど申し上げたように、我々も勉強してちゃんと猟友会の方の説得をいただきながら前向きにやっていきたいと思います。ある施設が全部この活用をしていきたいと思っておりますので、御理解を賜りたいと思います。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。  
和田一雄君。

○和田議員 それでは前向きによろしく願いいたします。こうして大半の市民の方もこの有害鳥獣に関しても大変困っておられます。イノシシのごとく早急に対応なさるようにしかとお願いをして、以上、日本共産党 和田一雄の質問を終わります。

○藤井議長 以上で、和田一雄君の質問を終わります。  
この際、11時15分まで休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午前 11時00分 休憩

午前 11時15分 再開

~~~~~○~~~~~

○藤井議長 休憩を閉じて、会議を再開いたします。  
続いて通告がありますので、発言を許します。  
9番 宍戸邦夫君。

○宍戸議員 9番、宍戸邦夫でございます。あらかじめ通告をさせていただいておりますので、3項目にわたって順次質問をさせていただきたいと思っております。

まず、市民総ヘルパー構想と市民のかかわりについて、市長にお伺いいたします。この市民総ヘルパー構想についての質問は平成21年6月議会に、そしてまた平成22年3月議会にも私はさせていただきました。そしていろいろと市長の御意見、考え方を聞かせていただきました。さらには、広報あきたかたにおいてきちょうめに市民総ヘルパーのことについて記載をしておられます。そして特に市長さんのコラムにあたって2回にわたってこの市民総ヘルパー構想についてふれておられます。私はなぜこれをこだわるかということなんですけれども、この市民総ヘルパー構想というのが私が聞かせていただく中で全国的にこういうことがないのではないかというふうに思うんです。浜田市長みずからがそういう市民総ヘルパー構想というのを提唱しておられるということが、これ安芸高田市の将来の財産になるんじゃないかなというふうにも思うわ

けです。というのも、これは人間が生きていくためにはやはり幸せに生きていく、健康で生きていくということにつながっていく大事な行政の地方自治の根幹にかかわる問題でもあるということでもありますので、私は特にこだわって質問させていただいておるわけでありまして。

ただ、これは11月8日に議会報告会の開催を甲田の公民館で行いました。ミューズで行いました。その時の質問にもありましたが、市民総ヘルパー構想というのを少し詳しく教えてもらえませんかという質問でした。安芸高田市もたびたび掲載されておるし、市長さんもみずから報告会といたしますか、パンフレットをつくって市民総ヘルパー構想、市民で支える福祉のまちづくりということでこういうパンフレットをつくられて、いろいろと話をされておられるんですけども、まだ市民の皆さんの中には浸透していない部分があるというふうに思います。私も考えてみますのに、福祉だけの問題なのか、しかも教育か、それから産業建設ですべてをつなげるものなのかということがまだ十分しっかり見えていない部分があると私はそう思っております。市長さんの考え方は大体わかるんですけども、大体しかわからんという部分も私の中にありますし、そういった市民の皆さんの質問があるということも考えてみますと、やっぱりまだ市民総ヘルパー構想というのはまだ市民の皆さんには定着していないのではないかとこのように思うんです。

そこで私はこの市民総ヘルパー構想というものを、理念など基本的な考え方をより具体的にできるだけ早く市民の皆さんに示していくべきではないかと。例えば、言葉では見やすいんですけども文章に体系的に整備をして安芸高田市はこの構想を持ってこういうことを計画的にやっています。年次計画もこうなります。その中には具体的に家族介護リフレッシュ事業なりいろんなヘルパー養成事業なりいろいろやります。そういうこともやります。さらには自主防災組織も実は市民総ヘルパー構想の中で取り組んだ考えなんですよということをより具体的に、まだまだたくさんあると思いますが、そういうことを市長さんがまとめられて市民の皆さんに定義をしていくという、これを早くやっていただいたほうが市民と行政と協働のまちづくりということになりますと、行政の役割、そして市民は市民として努力をするということにつながっていくと思います。そういうことで質問させていただきたいと思います。ことしの3月議会の際に、全く新しいことをやっているわけなので、過去に例もないしまた先進地事例もない中で職員もなかなかこのことについては難しい、計画を立てるのが難しいということも言われております。まさにそうだろうと思います。しかし、安芸高田市独自のこういう市民総ヘルパー構想というものをせっかく市長さんが提唱されておられますので、具体的な計画をできるだけ早くやっていくべきではないかということをまず御質問させていただきます。

○藤井議長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。  
市長 浜田一義君。

○浜田市長 貴重な御質問ありがとうございます。

市民総ヘルパー構想と市民のかかわりについて、簡単に説明しているつもりでございますけど、なかなか理解をされていないと。手ごたえは、今般、このことを国、県が非常に議員さんと同じようなことを言ってきてるんですね。県の介護保険の規定にこのことがないと国の財政もたんよというのも考え方ですが、もう安芸高田市だけじゃないと思います。これからも税金は上げんこうにこういう今後の福祉サービスを維持しようと思ったらどうするかといたら、やっぱり市民の協力しかないということなんで、考え方はやっぱり私は合ってるんだと思うんでこれは皆さん方に提唱していきたいと思っておりますので、このことについては自信を持っております。

ももとの市民総ヘルパー構想は、この高齢化が進んでこの今の支えということですね。例えば、保険制度とか介護制度はほんとに大丈夫だろうか。これは規定はちゃんとはっきりしといてということですから、見てもらうものばかりおってから掛ける人おらんかったらこれ破綻してしまいますよね。そこを何で補てんしていくかということが、これを思いついたのが自助・互助・共助と言いますけれども、いわゆるこの精神をこの施策へ展開していく方が一番いいんじゃないかということでございます。これ広義な意味、行財政改革なんですよ、これ。私はこう思ってるんですよ。このことを思ってもらえれば市民の方々も理解をしてもらえるんじゃないかと思っております。だから税金を上げるんじゃないしに、もうちゃんと皆さんの協力によって効率のよい福祉行政でいきますよということでございます。

今、日本の医療ですね、1年間に自然に上がってるのが1兆5,000億円とか2兆円と言われます。これは自然の人間が長生きしている、皆さん元気でおっておるからいいでしょうけど、いいことなんですけど、経費的には非常に大きな負担になってくると。安芸高田市も去年担当の課長に話してもらったら1億4,000万円ぐらいの金が出ましたと。このように大きなお金が自然的にどんどん上がってきよると。これを何で回収していくかと。税金上げればいいじゃないかと、消費税上げればいいじゃないかというようなことでございますけど、その前にまずすべきことがこの市民総ヘルパー構想だと思っております。これ大きな狭義な意味と広義な意味がありまして、今現在、市とすれば福祉保健課あたりが福祉の一環としてのとらえ方をしていますけど、広義みたいなさっきおっしゃったように自主防災とかいろんな仕組みの問題も全部関連してくるから教育全部にかかると思っています。こういう意味で御理解をしてもらいたいと思っています。自助・互助・共助、いわゆるもやいの精神があれば非常に行政のコストが下がるんじゃないかと思っております。この安芸高田市にという面積の広い所で中心がとかわからんようなところは非常に行政コストがかかると思っています。全部昔と同じように市庁舎をつくりなさいと、医療機関をおきなさいということになります。一つ救急車をおいても実は3

人、24時間体制とったら10人からの人が要りますね。一人800万円かかったら8,000万円、1億円ぐらいの金が要ると。救急車両をつくるだけじゃないんですね、もうメンテナンスでいるんですから。皆さん、消防署つくったから格納庫のほうをつくったらいいいじゃないかというんじゃないしに、未来永久にいるんだからこのことはしっかりきちんと考えていかないと、過言すればそうなると思いますよ。そこを皆さんに理解してもらいたいということでございます。このことをちゃんと皆さんが理解してくれれば、先般、金子先生が最初にうちをあいてにしなかったんですけど、この前シンポジウムで一緒になってあんたこういうことをやるんか、これなら協力しようということで理論的に展開を図ってこういう約束をしてまいりました。学校の先生方にも入ってもらってこの部分の田舎の村長が言いよる話じゃないと、市長が言う話じゃないと、体系的にということが大事だと思いますのでこういう展開を図っていきたいと思っております。

そこで一遍ちょっとここにつきましても読ませてまいりますので、よろしく願いいたします。「市民総ヘルパー構想」というのは、私が先ほども申しましたように、自助・互助・共助の皆さんの意識をちゃんとこの施策に展開していこうということでございます。だから企業も全部体系的には公費で賄うんじゃないとできるところはぶがしやってみましたね。田植えやったからうちの田植え助けてくれと、お父さん倒れてまたぶで返すと、こういうような構想も入ってます。こういうことをすればこの安芸高田市バージョンで力強い行政の展開ができるんじゃないかと思っております。

狭義な意味でございますけれども、高齢者福祉政策では課題として取り組んでおります生活介護サポーターの養成をやっています。まず、こういう行政協力にしても介護をするにしてもある程度知識を持ってやりたいと。訳のわからんのに介護をしたとか、医療補助したでは困るので、それを職業とするんじゃないとある程度の知識を持ってもらうという観点から介護サポーターの養成を行ってます。これが多ければ多いほどです、安芸高田市の医療とか介護に対する知識のレベルアップが図れたということで解釈をしております。皆さん方が家族の中で御主人が倒れたらどうすればいいとか、AEDの使い方はどうすればいいとか、行政がどこにあるんじゃないかと、こういうような基礎的な知識をしっかり身につけてもらう意味から今のこの200人、総ヘルパーですから、先は長いんですけど根気よくサポーターの養成を続けていきたいと思っております。

それから高齢者をはじめとする交通弱者の方への外出支援策で「新交通システム・お太助ワゴン」を全域でやっています。これも皆さんの総ヘルパーの一翼をなすと思います。皆様方が自分で自分のことをするんだ

という観点からしてもらえれば、動きというのはちゃんと行政が見てやらないけん。しかし行政も手伝いたいんだけど、行く手段がないじゃないかという困るんで、安易にいける手段という意味では非常に評価してもらえないかと思っております。これも総ヘルパーの一環とっております。

それから自主防災とかいうのもこれも先ほど指摘されたんですけども一貫だと思えます。こういう皆さんの助けがあったらやっぱり消防というのは非常に効率的に運営できると思えます。消防車がずっと高宮線に行きましたと、部落に入りましたと、それからまずせないけんことは消化器はどこにあるんじやろうかと。そりゃ、消化器の分はちゃんと平素の訓練でやってますけど、あそこの家ちょっと火事になってるんだけどあそこおばあちゃんあるんじやけど、おるんじやろうかおらんのじやろうかというような情報もちょうともらえば、いきなり消火活動行きますけど、まず中の人間の確認からやると非常に消火活動がおくれます。そういうようなことになるので、そういうことの地域の近所のコミュニケーションをつくってほしいと。安芸高田市は余りそういうことは余りございませんけれども、三軒先は御主人なのか泥棒かようわからんような状況になっておるとか。ほんまにあそこおってんじやが、泥棒じやろうか御主人じやろうかというこんな恥ずかしい話、日本はなりようるんですね。こんなことにならんようにやっぱりそういう助けが要るんじやないかと思っております。

御指摘のように、今手ごたえも感じてますので、ちゃんと理論的展開をして市民の方々もわかるように訴えていきたいと。国、県もやっぱりいるんです。財政的な支援をいただこうと思ったらやっぱり理論的な展開を武装してから、だからお金をつけてくれということになりますので、そういう展開を図るためにもちゃんとした理論的に武装していきたいと思っております。決して皆さんのこの強引に引っぱってくるんじやなしに、皆さんの協力の元にこの事業の展開を図っていききたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。非常に私は激励のいい質問だったと思っておりますけれども、ありがとうございました。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

宍戸邦夫君。

○宍戸議員 これは平成22年の3月議会のときに今のようなことはおっしゃられたんですね。私が申し上げたいのは、全国的にないことをやろうということですから大変難しい財源の裏づけも国の補助とかもないかもしれませんが、裏づけがない中で今安芸高田市も長期総合計画が平成17年に策定されて今ちょうど平成21年過ぎましたから5年間、あと5年間、平成22年から27年までを後期の実施計画を立てられるというので案を示されました。その中でも市民総ヘルパー構想ということが一部書いてあるわけですね。そういうふうに私は体系的にこのことを、今市長さんがおっしゃることを市民の皆さんに我々議員一人一人が誇りを持って自信を持

って訴えていく一つものがあると思うんです。言うのは聞くときにはいいんですが、文章に残していくという、正式に議会も議決をしてしっかりとしたものが、これが安芸高田市のこれから生きる道ですよっていうことをやっぱり示していくための文章っていいですかね、構想を策定していくという、これが私は大事なんじゃないかと思うんです。22年3月にも言いましたが、すぐに「はいやりました、行政でやりました」っていう部分も大事なんですけど、幾らかの市民の皆さんの知恵を借りながら組織的にこれをつくり上げていくという。例えば、23年度においてこれを計画的に実施していった程度のもをつくっていったそれを年次計画で見直していきながら事実強化をしていくという、こういう安芸高田市の将来に向かっての姿勢というものを示すためにもこの策定をやっていただきたいということを今私は申し上げているんです。ですからこのことは私が市民が将来、我々私たちの町はお互いに助け合っていくんだよっていう。最強って言われました自助、互助、共助ですね。こういう安芸高田市の人に優しいまちづくりを進めていくんだよっていうことをしっかり示して、そして市民の皆さんもこれに向かって頑張っていくと、こういうふうなまちづくりを進めていくために策定をしっかりとしたものをつくっていくと、こういうことなんですけれども、そういう考えはどうでしょうか。

○藤井議長

答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長

全く同感でございます、そういう手順をふんでやっていきたいと。確かなもの、我々もどうしていいかというような手探りの状況もあるので今度金子先生も協力と言われるんで、今回のこと、皆さんの質問状況とかを踏まえまして、皆さんの市民の方に納得できるものにしていきたいと思っております。しっかり考えていきたいと思っておりますのでありがとうございます。

○藤井議長

以上で答弁を終わります。

宍戸邦夫君。

○宍戸議員

これ大変、市民総ヘルパー構想というのは本当に大切な安芸高田市の宝になるとこういうふうに思いますので、ぜひ積極的な取り組みをお願いしたいと思います。

次の質問に移ります。これも市民総ヘルパー構想に関係することもあるわけですが、水道事業についてお伺いいたします。

今安芸高田市においては各地域に上水道なり簡易水道なり飲料水事業なりいろんな事業展開をしております、それぞれの地域地域で独立した一つの施設が運営されております。これを私は統合をして一つの組織の考えの中で運営していったらこういうふうだと思うんです。確かに、営農飲雑とそれから上水道とのかかわりというのは法的な整備も要るのかもしれませんが、当初、事業が違いますので国の補助事業も違ってきておりますし統合するというのは難しいかもわかりませんが、しかし今国

のほうも規制緩和とってある程度そういうふうな形の中でやっていったほうが経費節減にもなるしとこういうこともあるんじゃないかと思うんです。私はこれは一つの手法と考えておるんですけど、特に私がなぜこんなことを申し上げるかということなんですけど、ちょっと具体的に申し上げるとなかなか私の考え方で難しいところもあるんですけどもあえて私の考えを申し上げるために具体的に申し上げますが、甲田町の稼地地域というところがあるんですね。これは甲田町時代に水源が地下水を利用しようとしたときに飲料水確保のために弗素が出るというようなことから地下水が利用できなかった。しかも地下水の量が少ないということもありまして、二つの隣接しておる農業用ため池を飲料水として活用しようということで現在そういう設備をされました。しかし、もともと農業用水ですから農業のために使うときには飲料水はある程度制限しますよということにはなっておるんですけども、しかし今となつては農業よりも飲料水のほうが優先をされていくという。農業用水として活用する制限が加わってくると、自然的に。そういうことになっているという状況にあります。よつて例えば、今甲田町の場合は本村川にあった水源を甲田小学校側の地下水に求めて、その水源を活用して今やろうとしておるし、県の補償に基づいて移転をしようとしております。その水源と稼地地域は隣接をして、もし管路でつなごうと思えばある程度少ない予算でもできると思うんです。しかも、この稼地の農業用水ため池は小さいために、常に水道課の皆さんは担当職員の人は大変御苦労されて、水量どうしようかと心配しておられるようです。そこを管路をつないで、一応ある程度の必要に応じてそちらのほうへ向ける手法もこれから考えていく、これも一つの市民総ヘルパー構想、助け合う精神の一つになるんじゃないかと思うんです。これは例えば稼地の例だけを言いましたが、例えば、美土里町の横田にしてもいろんな手法の方面で地域でそういうことも考えられるんじゃないかという。合併しまして、ある程度市民が統合したまちづくりをしていくためにもこのことを一つ考えても統合していく方がいいんじゃないかと思ひますが、市長さんはどうお考えてでしょうか。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 非常に行政として困っている問題の御指摘でございます。この問題につきまして、今現在、実はため池というのがですね、農業やらなかったらなくなってくるんじゃないしに水源として使えんじやろうかという調査は行つてるんですよ。横田もそうなつてます。ただ昔からの何か慣習がございまして、あそこの池の水はこっち一帯の水に使つてはいけんとかですね。それを越えてでも大事な飲料水の確保ということにしていかないけんので、県下に渡つて安芸高田市にどういふ水源があるかを調査しなさいというのを今指示をしております。作業は今土改連のほうやつてますけど、これを踏まえて、できるだけ安芸高田市から未給水区域を

なくしていくんだということでございますので。考えてることは、議員は全く同じことを言ってるわけであって、こういうことはしっかり進めていきたいと思っています。

合併の問題で今この作業をやってるんですけども、狭義の意味の合併の問題を優先なんです。これから国、県に要望していきたいのは水利権をも一緒にした話をしていきたいと思う。ただこれは管理上、帳簿を一緒にしましょうということなんで、一方に、今日も新たに御質問をいただいたんで一歩進んで、例えば、この取った水利権は今この組合の中であればどこでも使っているよとか、今実はそこまで行ってないんです、これ。あそこらに聞いたら。ただ事務的に一緒にしましょうということなんでなかなか難しいところがあるんですけども、それを踏まえてでもこういう問題は解決していかなくちゃいけないと思います。これが解決されれば、今まであきらめとった水源地域がかなり可能になると思います。私不可能じゃないと思うので、政府の方向とすればどっちかいうたらそういうことをちゃんと受け入れてくれるような今状況になってるんじゃないかと思ってますので、調整をしていきたいと思っております。これちょうどいい時期なんで、今ある水道課でも水道事業の統合っていうのもやってます。機械的に統合というんじゃないしに名実ともに水利権を含んだ、このハードルは物すごく高いと思います。すぐオーケーとは言うてこんでしようけど、調整する価値はあると思っております。

今、通り一遍の答弁をしようと思ったんですけど、今現在市が国の指導を受けて、今簡水と普通の水道事業を一緒にしなさいとかこう言っています。一步踏み込んで水利権を踏まえた統合でなければいけないと思いますので、きょうを契機にまたこういう問題は国に提起し、提案していきたいと思っております。経過についてはまた別の機会に報告していきたいと思っておりますけど、非常に大事なことだと思っておりますので御理解をしてもらいたいと思っております。全く一緒でございます。

現在の水道が、今度水道課が民間に移行しますけど、このような仕事をしようと思ってるんですよ。水道に関する仕事ですね。例えば、漏れたとかいう仕事は民間委託がなじむんじゃないかと。今度はそのエネルギーをいろいろな未給水区域の解消とかこういう水源の確保とかこういうところにエネルギーを注いでいきたいと思っておりますので、この行革の一環として成果としてみてもらえるようにやっぱり努力をしていきたいと思っておりますのでよろしくお願ひしたいと思っております。ありがとうございます。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

宍戸邦夫君。

○宍戸議員 法整理のほうもあるのかしれませんが、やはり今水道というのが健康な飲料水を確保するというのは大事なことです。やっぱりこれは市民総ヘルパー構想ではありませんが、自分の健康管理をすることでいいながら、例えばピロリ菌が多い水源を利用しておられる方もいらっ

しゃるし、そういう健康問題にも大きくつながっていくということになりますと人間の生命にかかわる問題でもありますので、これ私は積極的に取り組んでいくという、このことを市民の皆さんにしっかり訴えれば水利権の問題についてもある程度解消できるのではないかなと思います。むやみやたらに無制限にどんどん使うということじゃありませんので、最低限の水量を確保するという事なんですから、そういうことをぜひ行政としての取り組みを積極的に行っていくべきであるというふうに思います。

次の質問に移ります。甲立古墳についてです。

これは、広報あきたかたにも際々古墳の状況が掲載をされております。細かく本当にいい広報になっておると思います。これも甲立古墳につきましては、広島県でも4世紀後半、広島県でも最古の前方後円墳であるというふうなことで今調査が行われているわけです。そして紙面にもいろいろと市民の皆さんに公表されているわけですが。

私この間、現地説明会に行かせていただきました。その時にせっかく来られたんですけど、現地に行かれない、ちょっと足が不自由な方でしたから行かれないということで途中で帰られたんですね。そういうことでそこへいく道を12月から工事をしていくというふうに聞いてはおりますが、看板も設置するという事になっておりますが、しかし現地で見ますとなかなか山の中ですからそう簡単にたやすくだれでも行けるような状況になるというのは難しい。広い道路をつけて車が入りやすいようなことをすればですが、そうでない限り難しい状況にあるというふうに思います。当然、教育委員会としてもこの広島県を代表する安芸高田市の財産ですから、将来にわたって永久的に何らかの形で現物はそうすけれども現地はそうすけれども、紙面によってレポートとかいろいろまとめられるというふうに思うんですけれども、これを私は音声でも保存できるような手法は取れないものだろうか。広報を見てもどうしても詳しく書こうと思ったら字が小さくなってなかなか見えない。私若くても見にくい状況もあるんですね。この間老人ホームのほうへちょっと訪問させていただいたんです、あることがあって。その時にテレビはしっかり見ておられるんですよ、老人ホームでね。ですからそういうところで音声も含めたビデオで放映すればそこでしっかり見られるというふうに私は感じました。これは一部なんです、考えてる一部なんです。つまりは音声でもこの古墳というものを将来にわたって残してほしいと。それから最終的にどの程度まで発掘調査が行われるかわかりませんが、最終的には安芸高田市の財産として残るこの古墳をやっぱり音声的にも将来にわたって、例えば展示場へ音声で展示するとか、そういうこともありうると思いますので、これは発掘調査をしたらまた埋め戻すということになります。その時しか写真もビデオも撮れない状況にありますので、その途中経過も含めてこういう経過で発掘しましたよというはやっぱりビデオで動画でまた音声で、例えばすれば一番わかりやす

いと、人に優しい行政になるとこういうふうに思いますが、教育長さん、答弁をお願いいたします。

○藤井議長 答弁を求めます。

教育長 佐藤勝君。

○佐藤教育長 ただいまの質問の甲立古墳の発掘調査に係る記録保存についてお答えをしたいと思います。

去る11月19日に現地でかぎ形古墳が発見されたということもございまして、現地説明会を行いましたけれども、この遺跡の記録につきましては通常は平板測量と写真によって調査記録を保存しておりますが、今回の甲立古墳の発掘調査につきましては三次元のレーザー測量並びに写真によりまして調査記録を保存することになっております。土地の資料でも、山の高さ、古墳の状況ですね、わかるように皆さんのほうへお配りしたと思いますが、さらに今回発掘調査をいたしましたトレンチは先ほど話がありましたように埋め戻されます。1メートルぐらいの幅でずっと試掘をしておりましたが、それは今後は埋め戻しをするということになります。甲立古墳は考古学的な価値が極めて高いと判断されますことから、遺物の発掘状況を専門家の広大の古瀬先生等々の考古学的な解説を付しまして映像記録として残しておく必要があると考えているところであります。

こうした記録は、議員の御指摘のとおり、現地に行けない高齢者の皆さんをはじめといたしまして広く市民の皆さんに紹介するとともに、歴史民俗博物館での映像やホームページによりまして、甲立古墳の考古学的価値を将来にわたって紹介していきたいと、このように思っております。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

宍戸邦夫君。

○宍戸議員 映像で将来のために残しておくということなんですけれども、そこでちょっとこれは私の考えですけれども、この成果を残すのも大事なんです。作業員の方たちが竹のへらとか細かい作業をして発掘をしているということも含めて途中経過として記録しておく、これが私は大事なんじゃないかというふうに思ったんです。それはこの説明会に出席させていただいたときに、何人かの方がこれ大変だったと、掘るのに。この傾斜もある、それから木の根もある、しかもスコップで掘るわけにはいかんと。うんとかうんとかで少しずつはけではいたり、そういうふうな事もこうして発掘するんだと、こういうことを小学校の生徒の皆さんにも見ていただくという。その苦労も映像として残しておいていただければというふうに思ひまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○藤井議長 以上で、宍戸邦夫君の質問を終わります。

この際、13時まで休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午前 11時52分 休憩

午後 1時00分 再開

~~~~~○~~~~~

○藤井議長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。  
続いて通告がありますので、発言を許します。  
7番 先川和幸君。

○先川議員 7番、無所属 先川和幸です。先に提出しました通告書のとおり、市長及び教育長にお伺いいたします  
まず、ひとり暮らし老人の安否対策についてでございます。去る10月30日、向原町有留地区で発生した77歳のひとり暮らしの女性がキノコ狩りに出かけられ、浜田市長をはじめとする執行部の皆様、さらには警察、消防、地元関係者の皆様の述べ500名の方々の必死の搜索活動にもかかわらず、残念ながらいまだ消息が不明であります。高齢者の多い本市におきましてとりわけひとり暮らしの老人の方々のこの種の安否対策といえますか、危機管理対策についてどのようにお考えか、市長にお伺いいたします。

○藤井議長 ただいまの質問に対し答弁を求めます。  
市長 浜田一義君。

○浜田市長 ただいまの先川議員さんの質問についてお答えをしたいと思います。  
一人暮らしの老人の安否対策ということでございます。議員御指摘のとおり、先日、向原町において発生いたしましたひとり暮らしの高齢者行方不明の件につきましては、多くの方々の懸命の搜索にもかかわらず、残念ながら消息が不明という状態が続いております。

今後、再発防止に向け、高齢者の安否確認の的確な具体策について検討するよう現在指示をしているところでございます。市内のひとり暮らしの高齢者は平成17年の国勢調査によりますと約1,600名にも達しております。独居高齢者等の在宅生活に対する不安の解消が大きな課題であると認識をしております。現在の具体的な安否確認として、低栄養の防止を兼ねた配食サービスが挙げられます。

また市民総ヘルパー構想において、この3月からは「生活サポート事業」として実施をしている必要な高齢者宅への定期的巡回や生活支援を行うサービスの実施とあわせ、安否の確認を行っているところでございます。さらに、民生児童員や地域振興会、老人クラブにおいても日常的な安否確認をしていただいております。そのほか、認知症高齢者の方々の徘徊を想定し、介護されている家族に対して、早期に発見できる所在確認用端末の貸与事業を実施しておりますが、なかなか徹底的な実施に至っておりませんので、これもしっかりと充実を図っていきたく思っております。

また一方では、今後行うブロードバンド整備計画において、御指摘の福祉目的の付加価値をつけることができないか研究をしているところでございます。

引き続き、皆様方の御協力をいただきながら、高齢者の安心安全を高め、自立した在宅生活が継続できる具体策を検討してまいりたいと考えております。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

先川和幸君。

○先川議員 何といたっても命より大切なものではありません。今度とも安心して安全な地域づくりをお願いいたしまして、次に移りたいと思います。

次に、お太助情報キットの事業の進捗状況についてでございます。大きく言えば、先ほど午前中にありました市民総ヘルパー構想の一貫とは思いますが、まずこの事業の趣旨、配付基準、配付状況について市長にお伺いいたします。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 お太助情報キットについての御質問でございます。

広報あきたかた5月号に掲載をしておりますとおり、地域で支援が必要な高齢者や障がいがある人を対象に緊急時の安全・安心を向上させるため、本人情報・緊急連絡先情報・医療情報・福祉情報を記入した「お太助情報」を自宅の冷蔵庫に保管をいただき、緊急時に備える「お太助情報キット」を配付しております。

現在、地域で支援が必要な高齢者や障がいがある人のうち、定期的な見守り等を必要とする「生活サポート事業」の利用者約200名に配付をしているところでございます。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

先川和幸君。

○先川議員 200名配布ということでございます。しかしこの中身を見ますと、老若を問わず緊急の際の救助者に正確な情報を提供することは一番大切なことだと思います。今後この制度を広く市内全世帯に実施されるお考えはないのか、市長にお伺いいたします。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 この制度につきましては、我々も老人とかいうことに限定しましたけど、若い人もこれが欲しいとか、議員御指摘のように市民全般への必要性というのを感じているところでございます。議員御指摘のように、「お太助情報キット」を市内全戸に配付できるように方策をこれから講じていきたいと思っております。配付方法につきましては、いろんな民生委員の方、振興会の方々、また社協の方々、これから検討してまいりますけれども、基本的には市内全戸に配付すべく検討していきたいと思っておりますのでよろしくお伺いいたします。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

先川和幸君。

○先川議員 ぜひとも全戸配布をお願いしたいと思います。いま一つ、お太助情報

キットの名称でございますが、キットを辞書で引きますと、組み立て模型などの部品一式とか工具一式とあります。もう少し市民になじみやすいフレーズはないものでしょうか。市長にお伺いいたします。

○藤井議長

答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長

そういう見地からそのような検討をしたことがないので、こういう御指摘がありましたので、ちゃんと広い見地から皆さんの意見を賜りながら、もしくは名前を変えたほうがいいんだったら、それを考慮したいと思いますので検討する時間をいただきたいと思います。

○藤井議長

以上で答弁を終わります。

先川和幸君。

○先川議員

今後、この種のフレーズはいろいろと出てくると思われます。これまでもお太助ワゴンとかですね、この辺は非常にわかりやすいわけですが、市民にもう少しなじみやすく理解されるような言葉を期待して、次に移ります。

次に、向原小学校及び向原中学校の学期制についてでございます。当校は市内で唯一2学期制を施行しております。その理由の一つとして、小・中・高の一貫教育ともお聞きいたしております。県立向原高等学校におきましては、本年4月より従来の2学期制から3学期制に移行しております。来年度、向原小・中学校の学期制はどうなるのか。また、その理由について教育長にお伺いいたします。

○藤井議長

答弁を求めます。

教育長 佐藤勝君。

○佐藤教育長

向原小・中学校の2学期制について、来年度どうするかという質問でございますが、向原町では各学校から、従来から、小・中・高等学校の学校間連携を推進する一環として2学期制を取り入れておりましたが、議員御指摘のように、高等学校は本年度から3学期制に戻しております。近年、生徒の就職や大学受験時期が早まり、2学期制に伴って10月に行ってきた生徒の評価を早める必要が生じてきたことがその背景にあると聞いております。2学期制は、平成14年の「ゆとり教育」が開始される中で「生きる力」をはぐくむ観点から完全学校週5日制が導入されたことに伴い、授業時数を確保し、児童生徒に確かな学力をつけていく方策の一つとして導入が検討され始めました。

向原中学校では平成15年度、向原小学校では平成17年度から導入をされ、小・中・高等学校が一貫して2学期制を取り入れてきたところであります。

小・中学校に2学期制を導入して8年あるいは6年の時が経過しておりますので、高等学校が2学期制から3学期制に移行したことをきっかけに、向原小・中学校では現在、PTA役員の方の御意見を伺いながら、今後のあり方を検討しておるところであります。

○藤井議長

以上で答弁を終わります。

先川和幸君。

○先川議員 今検討しているとおっしゃいましたが、私がお聞きしておるのは、来年度新学期からどうなるのかということをお聞きしておるわけでございます。

○藤井議長 答弁を求めます。

教育長 佐藤勝君。

○佐藤教育長 それでは、先ほどの質問にお答えをいたします。前にも質問でお答えをしたと思いますけれども、それぞれの学校の教育課程は校長が決めることになっておりまして、それで先ほど御説明させていただきましたように、校長と言えども保護者の皆さん方の声も聞きながら、最終的な判断をしたいということで保護者の皆さんの声を聞いておるといように話をしておりますし、私も校長の一存で今度は2学期制にする、今度は3学期制にするということをしたのでは、保護者の学校への参加される運動会とかその他の行事もあるだろうと思いますので、困られるから十分にそこのところの話し合いをして理解を求めらる中で2学期制から3学期制に戻したほうがよかろうというような状況になった場合には、来年度から3学期制にしてもいいですよということの話はしておるところであります。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

先川和幸君。

○先川議員 向原高校が今年度から3学期制に戻したということは、勘ぐれば吉田高校と一体的なクラブ活動も含めてやっている、やるということは前年度ある程度決まっていたんだと思います。したがって、同じ土俵に2学期制と3学期制ではクラブ活動をするにしても合わないから3学期制にするということを私は憶測ですが大きな原因ではないかと思えます。それでなぜ、先ほど教育長さんもおっしゃったけど小・中・高と一貫教育の中で向原高校がこういう方向に行くというのは突然起きるわけではないわけですから、その辺の連携はどうなっているのじゃろうかということで、また今後これから保護者と御相談するとおっしゃいますけれども、もう12月でございます。あと新年度といっても4月からでございます。小・中学校においてもクラブ活動の大会とかいうものがちょうど他の学校ではそういうことがある中で、向原の中学校は試験中と。こういう不都合なことが今までも起きているのではないかと思うんです。それで旧町の時代ならばいざ知らず、安芸高田市の一つのなまこの中で、一つは幾ら校長が決める権限があるといいながらもその制度が向原は2学期、その他は3学期と、どちらがいい悪いは別として安芸高田市の中では一つの学期制がベターではないかと思って従来からお話を聞いてるわけですが、一貫してこれは校長が決める話だとかこういう御答弁でございます。前回は校長さんが転勤されたらされたときですからどうなるんですかというお尋ねもしたと思います。それは単なるそういうことではなしに、やはり保護者、生徒、そういう方が不都合なことが起きてはいけな

いからいうことでお尋ねしているわけでございます。ぜひともその今保護者にどういうふうにお聞きしておられるのかわかりませんが、その経過についてお尋ねしたいと思います。

○藤井議長 答弁を求めます。

教育長 佐藤勝君。

○佐藤教育長 この向原高等学校が2学期制から3学期制にするということを聞きましたのは、実は4月の入学式のときに話を私のほうが聞いたわけでございます。小・中学校のほうは大体薄ら知っておったようありますが、県立学校は県立学校として前年の校長からことし決まりました校長へのバトンタッチができていたんではなかろうかなというように思います。それも踏まえながら小・中学校では新たな中学校の校長もそして今おります従来からの小学校の校長も市内の、先ほどもお話がありましたように中体連の行事であるとか等々は3学期制を中心にしながら行われておるといふこともあるので、それでこれは検討を始めないけん。小・中・高、同じ向原の皆さんという形でやっておるなら、高等学校がそのようにしたんならば小・中学校もそのような方向で考えようということで、12月になって初めて保護者のほうへ意見を聞いたとは伺っておりません。できるだけ早目に話をしてその中で理解を得ながら混乱のないようにするよふにということの指導と、もう一つはどのような課題があつてどのように整理をするのかということをお自分らで整理しなさいという話をしております。その中でそれぞれの校長が判断をして、2学期制から3学期制に変えていくものと、このように思っております。

具体的に申し上げますと、一番大きな課題は通知表が2学期制の場合には10月1日までが前期でありまして、それから休みをとりまして10月5日から後期が始まるというようになるんです。そうすると通知表ができるのが学期ごとにしますので9月の終わりごろに通知表ができる。そして3学期いわゆる後期であります。後期は3月にできるということになってくるわけでありまして。高等学校で言えば、進学の時期が早められたということで9月にはもう成績を出さなくては其の推薦等ていく学校へなかなか通らないというようなことがあつて不都合が生じておるからできるだけ3学期制に戻して7月の終わりには1学期の通知表が出せるようにしたいという思いから2学期制を3学期制に変えたと、このように説明を聞いております。中学校も同じでございます。できるだけ中体連の行事と運動会等の1年間のスケジュールを考えたときに学期ごとに今までの7月末で一応の保護者懇談会を行い、夏休みを利用してそして1学期の反省をもとに勉強して2学期を9月からスタートさせて、まずは2学期を終わりを12月ごろにしてそして冬休みを生かして3学期が始まるというようにしたほうが自分たちもどっちかといつたら地域の行事やらそれから四季の変化等々を考えたときにスムーズにいくだろうということの判断でそのように保護者のほうへ説明をしておるんだというように伺っております。ただ、最終的に権限を持つてやるというのは、中学校ある

いは小学校でございます。それが学習指導要綱であるとか、あるいはその他の法令規則に違反をして授業時数の確保ができなかったり、あるいは教育課程の趣旨を逸脱したような内容がある場合には教育委員会として指導をさせてもらいたい、このように思っております。以上であります。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

先川和幸君。

○先川議員 権限が校長さんとおっしゃるわけですが、もうここまで2学期制をひいて数年たつわけですのでもうぼつぼつ幾ら校長の権限といえども教育委員会として終わるべきだという報告が私は出るのではないかと思ってる。1年、2年ではないわけですから施行期間もここまできてるわけです。それとやはり少数の学生でございます。地元で行事をやる場合は、地元関係者がお手伝いをしておるわけなんです。そういう意味で保護者だけではなく地元関係者の意見も十分取り入れていただいております。思いですが、やはりこの辺は教育長さんのリーダーシップでやはり安芸高田市を一つにするとか、いろいろもう既にメリット・デメリットは出てると思います。その辺を強くさまして3学期、新年度からは一つ3学期制になることを期待しております。

次に移ります。最後になりますが、市発行の広報誌の保存用ファイルの配付についてでございます。

現在、市が発行している「広報あきたかた」、また議会だよりについては編集スタッフの皆様も少しでも読みやすくホットな情報を的確にと日夜苦心されているところであります。できればもなかなか好評のようであります。ところが多忙な今日、すみからすみまで読まれる方は少ないのではないのでしょうか。またその保存整理もままならないのではないのでしょうか。そこで規格を統一し1年分の収納ができ、かつ残しておきたいと思われるようなデザインのファイルを各戸に配付してはいかがでしょうか。それを年々積み重ねることにより、安芸高田市の歴史書ともなり、また開かれた市政の情報資料集として活用できること等から、年度当初各戸配付するお考えはないか。なおその費用は広告収入にて賄えると思っておりますが、市長の御所見をお伺いいたします。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 市発行の広報誌の保存用ファイルの配付についての御質問でございます。「広報あきたかた」は市民の皆様方に、市の行政情報や政策を適切な時期にわかりやすく正確に周知することに留意をし毎月発行しております。また、地域の活性化につながる市民の活動を紹介するなど、読みやすさをいつも意識して編集をしております。

こうして制作する広報誌を読んでもいただいた後においてもさらに一定期間保存していただくことは、必要なときに記事を読み返すことができるなど、行政情報の周知の面からもとても有意義なことと考えます。

今後、デザイン及び規格を含め、多数の市民が活用価値を認めるファイルの仕様及び配付の方法などの課題について前向きに検討してまいりたいと思います。

また、民間活用もということでございます。そういう総合的な検討をして、ぜひ早急に実現できるように検討してまいりますので御理解を賜りたいと思います。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

先川和幸君。

○先川議員 二番煎じになりますが、しかとお願いいたしまして私の答弁を終わります。

○藤井議長 以上で、先川和幸君の質問を終わります。

続いて通告がありますので、発言を許します。

6番 水戸眞悟君。

○水戸議員 6番、会派絆の水戸でございます。

先の通告に基づきまして、端的に市民の視点観点から3点の質問を通告いたしておりますのでお願いをいたしたいと思います。

きょうあたかも23年度予算の編成時期を迎えました12月でございますので、来年度の予算編成あるいは事業計画、そういったところへも関連をしてみようかと思っておりますので、その点も加味した答弁をいただくようお願いをいたしたいと思います。

まず1番目には、地域密着型サービス事業への支援と今後の見通しについてということで掲げさせていただいておりますが、今安芸高田市に置きましては高齢者福祉計画並びに介護保険事業計画に基づいて地域密着型サービス事業予定者の募集がなされておるところでございます。その結果、今年度では美土里、高宮、日常生活圏域において有限会社マイドゥにより利用者定員18名、通称予定定員が26名規模の仮称グループホーム美土里楽々苑が来年度開所を目標として現在建設中でございます。また、甲田向原日常生活圏域では平成23年度事業予定者の募集も過日なされたところでございます。これらの事業推進が高齢者福祉なかならず介護事業の充実に大きく寄与されることはもちろんでございますが、介護福祉士等をはじめとした雇用機会の拡大にも大いに注目がされているところでございます。この事業に関しましては、広島県の県費によります施設整備補助金などの支援はありますが、本市として支援措置並びに今後のこの事業の追加募集見通し等について市長の所信を伺うところでございます。なお、先日今回の第4回定例会の冒頭におきまして、議案97号で安芸高田市福祉施設奨励条例が上程をされておきまして、常任委員会に付託案件となっております。委員会のほうでは十分審議が尽くされると思いますが、本日のところ市長の所信を伺うものでございます。

○藤井議長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 ただいまの水戸議員の御質問にお答えをいたします。

地域密着型サービス事業への支援と今後の見通しについてということでございます。高齢者福祉施設の整備は、第4期介護保険事業計画に基づいて整備を行っておるところでございます。現在、美土里・高宮地区において、地域密着型サービス事業の中の小規模多機能型居宅介護施設と認知症対応型共同生活介護施設が、来年3月の事業所開設を目指し建設が進められております。また本年度、甲田・向原地域を対象に小規模多機能型居宅介護施設の公募を行い、3者からの応募がありました。現在、安芸高田市地域密着型サービス運営委員会を開催し御意見を伺っております。12月中には設置業者の選考を行い、平成23年度内の建設を予定しております。

平成23年度一般会計において、施設整備補助金と開設準備支援補助金を計上させていただくこととしておりますので、よろしく願いいたします。

市独自の支援といたしましては、「福祉施設新設奨励条例」を制定し、設置事業者の経営の安定をはじめ、地元での介護職等の雇用を推進し、地域福祉の充実・安定に資することとしております。本条例は、今回の議会に提案をさせていただいておりますので、慎重に御審議を賜りたいと思っております。

今後の見通してございます。現在の第4期介護計画事業は、平成21年度から23年度までの3カ年でございます。従いまして、現在第5期介護保険事業計画の策定をしております。平成24年度から26年度まででございます。慎重に議論し、第4期の経験を踏まえながらすばらしい計画を立てていきたいと思っておりますので御理解を賜りたいと思っております。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

水戸眞悟君。

○水戸議員 答弁をいただきました。中でも先日来の議案の上程にもございまして、福祉施設の奨励条例ということが既に提案をされているという状況でございますので、これにつきましてはまた後日常任委員会のほうでも深い議論がなされて熟議がされるものと思っておるところでございます。従いまして、市長の提唱されております市民総ヘルパー構想の一助にもなると思っておりますが、先ほど来、議論になっております市民総ヘルパー構想ということにつきましては、私は個人的には支援型社会の復活ではなかろうかというふうにも思っておるところでございます。地域を主体としてお互いに互助、共助の向上の精神を保っていくということであろうというふうに思います。そういった支援型社会の復活を目指すということも現在の世情が非常に混沌としておって、先ほど来お話がありましたように、向こう3軒がどういってお家かわからんというような状況の中では本当に一昔の我々が子ども時代のような支援的な社会の復活が求められるのであろうというふうに思っておるところでございます。こういった形の中から一つには民間企業の参入といったことも当然市としては大きく肩入れをしてこれを育ていくというスタンスが必要なんで

あろうというふうに思っております。答弁をいただきましたのでまた後日この条例について議論がなされると思っておりますので、次の質問に移ります。

2番目でございますが、消防団の再編計画と北警察官駐在所の合理的な施設の整備についてということで掲げておるところでございます。

安芸高田市の消防団の再編計画によりまして、現在美土里・高宮地区におきましては美土里町であれば美土里方面隊といった形で再編がなされております。その中で第3分団の地域にしておるわけですがけれども、北警察官駐在所が非常に老朽化をしておるということがございます。また市内にはこれのみならず高田原、あるいは向原警察官駐在所といったところの老朽化あるいは移転問題も抱えているやにお伺いをしているところでございます。過去には3駐在所が廃止になったという経緯もありまして、非常にこの過疎地域における安心・安全・防犯の観点からいいますと地域住民は非常に寂しい思いをしておるといったようなことも、これからは徐々に進んでくるのではないかとといったような懸念もしておるところでございます。今回の第3分団の消防団格納庫施設建設計画に当たりましては隣接しております消防署の北部分駐所もございましてそういった観点から北警察官駐在所の施設改善をあわせ総合的に防災・防犯体制の確立のために合理的な施設の配置計画を望むところがございます。こういった観点で一定の総合的な計画の推進について市長の所信を伺うところでございます。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 消防団再編計画と北警察官駐在所の合理的施設整備についての御質問でございます。

消防団再編計画に基づく美土里方面隊第3分団の詰所の建設事業と美土里町北警察官駐在所移転に伴う合理的な施設整備についての御質問でございます。消防団の再編につきましては、平成22年4月をもって消防団の本部機能を強化しつつ、各町へ方面隊方式を導入したところございまして、組織上の整理は一たん完了しておるところでございます。

今後は施設並びに車両の整理統合について本年度を含めおおむね3年間で実施したいと考えております。そのうち御指摘の美土里方面隊第3分団、いわゆる北地域を管轄する分団の詰所につきましては、地元協議が整えば来年度をめどに整理統合を進めたいと考えており、整備地は国道433号沿いの市所有地を建設予定地としております。

また駐在所の移転につきましては、美土里町時代からの懸案事項として引き継いでおり、安芸高田市内にあります11カ所の駐在所のうち築30年を経過している甲田町高田原駐在所、向原町向原駐在所及び北駐在所の3カ所について、本年6月県警本部長あてに早期移転整備の要望を行ったところあります。

なお、北駐在所の移転先と整備事業につきましては、県警本部におけ

る優先順位の問題と予算措置の問題がございますので、市としては軽々に申し上げることは差し控えたいと思いますが、できれば議員御指摘のように防犯防災機能の集約化が同時期に図れば地域としても、また市としましても土地の有効利用も含め理想的であると考えております。

いずれにいたしましても、当初予算にかかわる案件であると同時に相手方のあることとございますので、慎重に順序を確認しながら進めてまいりたいと考えておりますので御理解を賜りたいと思います。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

水戸眞悟君。

○水戸議員 1番の項、2番の項につきましてもいずれも新年度の予算編成上、非常に重要な案件というふうにも認識をしていただいておりますので、この案件ができるだけ早期に道筋が図っていただけるといったような形になれば地域住民も非常に期待をしておるところでございますのでそのように御努力を願いたいというふうに思います。無論、広島県並びに広島県警察本部のほうへの積極的な対応もあわせ希望をいたしまして、次の質問に移りたいと思います。

次の第3番目でございますけれども、葬斎場建設整備事業に伴う県道改良についてという項目でございます。現在、市におきましては葬斎場の建設整備事業が推進されておるところでございますけれども、御存じのように計画地付近の道路事情というのが非常に過去の死亡事故をはじめとして冬季の路面凍結による車両のスリップ事故などが多発する県道吉田邑南線の見通しの悪い交通の危険箇所であることはいうまでもございませんし、よく御存じのとおりであることでございます。

この路線は陰陽を結ぶ連絡道としてまた市内の北部地域と中心部を結ぶ動脈として、はたまた中国自動車道の高田インターチェンジへのアクセス道路として重要な役割を担っていることは重々我々は承知しておるところでございますが、このたび建設中の葬斎場の利用者の利便性の向上と交通安全の確保はもちろん第1議のところでございますけれども、今後予想されます一般車両の交通量の増加であったり、また今話題を呼んでおりますデマンドバスの通行であったりあるいはスクールバス、もちろん救急搬送などの緊急車両あるいは今後給食配送車両等が北部地域への通行を余儀なくされるわけですが、これらの安全確保のためには葬斎場施設周辺の県道改良は喫緊の課題と考えます。私も個人的に若干の距離もはかつてみましたけれども、いわば700メートル区間前後においては非常に見通しも悪いし日当たりも悪いといったようなところがございます。これらについては、葬斎場の施設建設整備事業に伴って早急に課題を解決する必要があるのではなかろうかというふうに思っております。なお、これまで葬斎場建設事業についての説明は重々受けておりますけれどもこの部分についてまだ明確な計画等についてお聞きしておりませんのでその辺についての市長の所信を伺うものであります。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 ただいまの水戸議員さんの葬斎場施設整備に伴う道路改良についての御質問にお答えをしたいと思います。

葬斎場整備計画につきましては、先般、地元集落において計画地への建設を前提とした地域振興策を検討していただけることになりました。市といたしましては、平成24年度の施設整備完成に向けて事業を進めてまいります。御質問の県道吉田邑南線につきましては、水戸議員御指摘のとおり、安芸高田市にとって重要な路線であると認識をしております。葬斎場の整備にあたっては、地域振興策の観点からも進入路となる右折レーンの整備をするほか、吉田側のカーブが立木等に見通しが悪い上に、凍結しやすいのでこの立木を地権者の了解の上で伐採させていただき、見通しと日照を改善したいと考えております。

また、路線バスでの来場者を考慮して、美土里町横田の青木バス停から葬斎場までの間に歩道を整備するよう計画もしております。このほか、県道吉田邑南線の改良について期成同盟会を通じて、広島県へ引き続き積極的に要望してまいりたいと思っております。

私も県庁時代、こういう事業に担当してまして実は国からこのことは第1次改良は進んだということになってます。一応改良期間は終わっておるんだと。御存じのように道路の交通量とか道路構造令が改定になりまして、吉田邑南線、吉田美土里線と言っていたわけですがけれども早く道路が改良されたんですけれど、旧構造令で改良したために歩道設置とか道路の視野の確保の面で非常におくれた道路になってます。

先ほど議員御指摘のように、安芸高田市の中樞をなす大切な道路でございますので、この葬斎場の計画とあわせて整備についてはしっかり努力してまいりたいと思っておりますので御理解を賜りたいと思っております。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

水戸眞悟君。

○水戸議員 ただいまの件につきましては非常に積極的なお考えを述べていただきましたので、それに大きな期待を寄せるところでございます。これで最後にしようかなと思っておりますけれども、葬斎場の建設事業というのは非常に大きな安芸高田市の現在の一大プロジェクトであろうと認識をしておりますし、そのように市長のほうもお考えだろうということは重々存じておるところでございます。従いまして、この施設本体等々の議論につきましては過去幾度かそのたびに説明を受けておるところでございますけれども、この道路の2次改良であったりあるいは周景の整備状況であったりといった周辺整備も含めた総合的な建設事業の形を早々に整えていただければというふうに思っております。従いまして、道路整備も含め本体工事も含め周辺整備も含めたトータルの総合計画をできるだけ早く立ち上げていただきたいなというふうに日ごろ思っておりますので、最後にこの点を1点お伺いして私の質問を終わりたいと思いません。

- 藤井議長 答弁を求めます。  
市長 浜田一義君。
- 浜田市長 葬斎場の建設にあつては地域、安芸高田市全員が利用する大切な施設でございます。このたび先ほど説明申し上げましたけど、地元の条件を聞いた上で議員がおっしゃるような総合的な整備計画を皆さんに早急に明示をしていきたいと思っておりますので、まだ整ってませんので地域の状況を聞きながら確かなものにしていきたいと思っておりますので御理解を賜りたいと思っております。
- 藤井議長 以上で答弁を終わります。  
以上で、水戸眞悟君の質問を終わります。  
続いて通告がありますので、発言を許します。  
2番 石飛慶久君。
- 石飛議員 2番、無所属 石飛慶久。先の通告どおり一般質問をいたします。  
現安芸高田市の総合計画には、戦国武将毛利元就の歴史、また平成21年度の施策方針では郡山城の周景整備の文言がありました。しかし22年度の施策方針では毛利も郡山の文言が消えております。また平成22年度から平成26年度の安芸高田市総合計画による実施計画には文化の振興の位置づけで単独で事業としてあつても不思議ではない国史跡である郡山城址の文化財の保護活用の事業が単独事業としてありません。地域資源の有効活用として計画策定の段階では際々登場する国史跡の郡山城址です。確かに他所になく凌駕した郡山城址でこれを保存し、次世代にゆだねる文化財ですが、少しでも時代に沿うような形で周景されればと思いの気持ちで質問いたします。安芸高田市は各種地域振興会とかボランティア団体とかたくさんの方が郡山城を活用していますが、去る10月30日、みつやの里スポーツクラブにより「郡山ゆったりウォーク」を開催されました。郡山城跡のハイキングコースについての整備状況をお尋ねいたします。
- 藤井議長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。  
市長 浜田一義君。
- 浜田市長 ただいまの石飛議員の郡山城のハイキングコースについての質問でございます。冒頭、郡山城の施策の中に郡山がないじゃないかという御質問がありましたけれども、決してそういうことはございませんのでたまたまそういう結果になったと思っておりますけど、お許し願いたいと思っております。無視しているわけではございません。  
郡山の整備状況についての質問でございます。「ハイキングコース」とは本丸への「遊歩道」のことかと思っております。現在、「ハイキングコース」の整備計画というものはございませんが、「遊歩道」については郡山城跡が国の史跡として指定されたときに史跡保存管理計画策定報告書を作成をしております。これにより管理等を行っておるのが現状でございます。通常の業務といたしまして、安芸高田市シルバー人材センターに委託を行い、公園、火葬場跡、墓所と参道、本丸等の草刈りなどの

管理を行っておるところでございます。

新しい知事が、今の新しい行事の施策として新施策の中で神楽とか歴史とかを中心としたまちづくりの提案をしております。このことをこれからの柱にしていきたいと思いますので、担当課長おりますので、その辺のところをちょっと説明させますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。決して、郡山をないがしろにしているわけではございませんので、御理解をしてもらいたいと思ひます。

○藤井議長 引き続き、答弁を求めます。

政策企画課長 竹本峰昭君。

○竹本政策企画課長 先ほど石飛議員の毛利元就を中心とした歴史的財産、そういった遺跡等を活用した安芸高田市の未来創造支援計画と言うのを現在検討中でございます。そういった中、安芸高田市の大変大きな魅力である毛利元就をはじめとした遺跡、そういったものと神楽の文化、これを使った観光、振興策等を現在検討中でございます。そういった中でどのような活用方法の中で安芸高田市に多くの観光客等を誘致し芸高田市が活性化できるか、そういうような手法を現在検討中ですので、またその素案等がまとまったら議員の皆さんに提示し御意見等を伺っていきたくと思ひますのでよろしくお願ひします。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

石飛慶久君。

○石飛議員 課長さんからの答弁までいただきましてありがとうございます。

「ハイキングコース」についての質問だったのですが、未来創造支援まで話をしていただきまして、毛利元就、郡山城址、市の執行部さんの決して忘れていらっしやらなかったということで施策方針に載ってなくても大丈夫というように理解いたしました。ハイキングコースの整備状況なんですが、御存じのとおり吉田高校の裏山が今崩れておりまして、吉田小学校より登山口が閉ざされてると。これは来年度の4月までには何とか回復されるかなという期待を持って皆市民が待ち遠しく待っておるところでございます。この整備状況、毎年シルバーさんによって整備、管理ということで十分のことはされておると言うように認識して思ひまして、次の質問にまいります。

この「郡山ゆったりウォーク」に参加された方のみだけでなく、こちらのハイキングコースを利用される方の苦情などはお耳に入っているということはございませんでしょうか。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 ハイキングコース等の利用者の苦情ということでございますけれども、非常に看板が少ないとか、それから歩道が上がりにくいとかこのような苦情は聞いております。今後、景気対策等のあるごとにその整備を行ってますけどまだ十分なものと言えないので、しかるべき皆さん方の満足に近づけるように努力はしていきたいと思っております。

利用者からの苦情としては、昨年度「マムシ注意」の看板がないということがございました。これは既に対応をしたところでございます。

また苦情ではございませんが、関係者から倒木についての情報提供を受けており、随時その対応にあたっておるところでございます。また郡山城跡の環境整備につきましては、毎年、地域振興事業団によるボランティア清掃活動を展開していただいております。このことは、内外から高い評価をいただいているところでございます。

いずれにいたしましても、いわゆる中世の城でございます。目に見えるものでございませぬので、そういうような施設の改善または歩きやすいハイキング、そういう配慮をしながらこの整備を進めていきたいと思っておりますのでよろしく御理解をしてください

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

石飛慶久君。

○石飛議員 苦情というものはもう既に対応されているというように理解をしてよろしいかと思えます。ただ、これは郡山城が全山ができたのが1544年ですが、郡山合戦があったときには既に全山がお城が城郭になってたということでハイキングコースというよりは常に人が住んで270のくるわに道があって人が行き来していたという状況でもう約470年前のものには人が行き来できた十分なウォーキングコースがあったわけですね。それがこの470年の間に形を変えて今に残って文化と歴史だけが継承されていきよるという中で、じゃあ次の世代ほんとに国の史跡であるからといって今の形だけで継承するだけが本当の自治体としての整備管理であろうかということもあるかと思えます。この歩かれたハイキングコースを利用された方がどういったイメージでですね、歩かれてるか。やっぱり昔のお城の姿をイメージしながら歩いてらっしゃると思うんですね。ただ単に道があればいいというものではない。歩きながら470年前を想像して歩いてここをほんとに国史跡であるよというものを体感していくのが本当の教育であり現場教育というものに言えるんだと思うので、そういった意味合いの苦情というものはありましたかどうか、再度お聞きしたいと思います。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 苦情というよりは、郡山にあがってがっかりしたというような話があります。非常に期待を持たれたんだと思えます。議員御指摘のようにそういう期待にも応えてあげなきゃいけないかと思ってます。我々四方の整理難しいんですね。例えば、これが近世だったらお城をつくってこういう形のものがあったということになりますけれども、中世だとなかなか文科省のほうも施設整備を認めてくれません。これ私、生誕500年のときに吉田町の町長時代に調査したんですけれども非常に難しい。だからこの城がなくてもいわゆるこの山を昔のいいものとして認知、また皆さんに納得してもらうためにはどうあるべきかというのはまた我々一緒に

なって、これから真剣に考えていかないけんと思います。きょうの質問を契機にそういう観点から整備の方向もちょっと変えていきたいと思っ  
てます。それから苦情を聞くのは山ではなくてこのまちの姿が見えない  
というのも聞きます。ある木を全部保存せえというんじゃなしにそのめ  
り張りをつけてほんとに大事な木は残すけど、後から中世以降雑木とし  
て生えたものはちょっと整理するとか、そういうこともしつかり。

それから評価を得ているのは、非常にガイド協会の方から評価をいた  
だいてます。いわゆるものを見るというんじゃなしにここにあったとい  
うんですけど形がないわけですから語り部の世界ということがあって、  
こういうものは総合的に考えながらこの郡山のことについては考えて  
いきたいと思しますので、御理解を賜りたいと思します。非常に難しい  
課題なので今までも何度も調整してますけど、非常に成果がしっかりし  
たものがないと思しますけれども、何とかここで皆さんと一緒になっ  
てこの方向性を考えていきたいと思します。どうか御理解を賜りたいと  
思します。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

石飛慶久君。

○石飛議員 歴史のほうも十分に守っていただけると。山のほうの整備もしつかり  
やっていただけるということで、ほんとにどういったように次なる世代  
へ継承するべきかというものを、また先ほど検討していかないけんと言  
われたと思しますので、ぜひ他の実施計画などでも検討委員会を立ち上  
げて行われた事業がたくさんあると思します。本当にこの既に国史跡で  
あるこの郡山城を次の世代にバトンタッチするためにはどうしたらいい  
かというものを検討する各種ボランティアの方、たくさんかかわってら  
っしゃる方がいらっしゃると思しますのでその方たちと一緒にどのよう  
にするかというものを立ち上げていただければと思しまして次の質問に  
移りたいと思します。

3、山頂付近にトイレの設置は。住民の健康づくりの一環として森林  
浴を進めるため、また特にトイレと観光情報提供機能が必要な市外から  
来られた観光客に対しても必要不可欠なトイレの山頂付近についての設  
置の考えはございませんでしょうか。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 山頂付近のトイレの設置ということでございます。先ほど御質問の中  
で苦情がなかったかということがあったんですが、これが一番多いん  
です。非常に女性の方々が特に山の頂上に上がってから、その用をするの  
をどうすればいいかという。男性はこういうことを言うのはおかしいか  
もわかりませんがうまく処理してるんですけど、女性の方々はこれ  
はできない。基本的な問題と考えております。今現在指示しているのは  
やっぱり管理上困るものはまずいと思しますので、それはふもとのトイレ  
を使ってるんですけど、管理上困らんようなトイレの設置の仕方がな

いじゃろうかということも研究してます。土師ダムとかいろんなどころにもあるので今その施設を見てもいいんじゃないかということもやっています。そういうようなところ、ここだけじゃなしに富士山とかいろいろトイレのないところ、こういう問題がありますのでこういうところを勉強しながら郡山にもそういう特に女性の方々にも不便かけないように検討していきたいと思っております。要は1年に1回管理すればいいかというようなこともございますので、毎日ということになるとなかなか難しいし前向きに考えていきたいと思っておりますので御理解をしてもらいたいと思います。できるだけ早く、できればこのたびの可能なら補正でやってみたいというような気持ちでございます。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

石飛慶久君。

○石飛議員 今のお答えはトイレをつくと、前向きにというように御返答いただいたと御理解してよろしいでしょうか。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 はい、つくる方向で検討を進めていく。大きな財政負担とか伴うんだったらいけないけど、他の例をみても非常に管理の楽な設置の仕方があると聞いてますので、多分できると思います。前向きにという行政用語を使ってまいりました。よろしく願いいたします。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

石飛慶久君。

○石飛議員 ほんと470年前には元就さんもあそこで生活をして多分トイレを利用してあったと思います。今の時代にトイレが山頂のほうにないというのは不思議なぐらいで、そして郡山城へ行く人に対してのインフラ整備が十分かどうかということになればトイレの一つぐらいあっても今の時代おかしくないんじゃないかと。富士山のほうの雪山のほうでしたら雪道を掘って春先にはなくなるようなことを平気で富士山の登山者はやります。ですが、ここはたかだか400メートル、390メートルという標高の高さの山でございますのでそういった野原で用をたすということはできませんのでぜひ女性の方の恥ずかしくないように、そしていろんな方が山へ登れるような整備の方向をお願いしたいと思います。

次の質問に移りたいと思います。4、多分化共生について。

先の定例会でも同僚議員が質問されましたが、いま一度この多文化共生についての質問を出させていただきました。多分化共生社会の構築を安芸高田市として推進されていますが、政令指定都市など規模の大きい自治体には大学、大手企業などがあり外国人の受け皿の基盤が既に整備されています。安芸高田市においては、一部企業による外国人の雇用をなされていますが、まだ地域住民にとっては外国人との交流もなく国際社会に対する課題の認識も希薄の中、現在目指されています多文化共生社会についての理由、目的などがわかりにくく広報もわかりにくいと思

います。人権多文化共生推進室を設置されまして、多文化共生世界の構築に向けた取り組みと課題はどのようなものだったでしょうかをお尋ねいたします。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 ただいまの多文化共生についての御質問でございます。多文化共生の取り組みでございますが、現在県立広島大学とともに官学協働し、「中山間地域における多文化共生のしくみづくり」をテーマに今推進をしております。

本年度の取り組みといたしましては、外国人の労働状況、生活状況、交流状況など暮らしぶりについて、市内事業所の雇用主の方などに聞き取り調査を行うとともに、日本国籍、外国国籍の方に多文化共生のアンケートを実施しております。このアンケートは、現在集計中でございます。この結果を参考にして今後取り組んでいきたいと思っております。非常に申しわけないんですけれども、この間をつくるときにもどういふことをするのかということもございましたけど、私の一般的な考え方は、まず調査を行ってその調査に基づいてこの施策の展開をしていきたいと答えただけですけど、現在は集計中なのでちょっとおくらせてますけれどももう少し時間をいただきたいと思っております。この安芸高田市の悩みとかこういうものをこのアンケートの結果から踏まえて次の手を打っていきなさいと。だけど当面できることを今から説明しますが、このことについてやっているということで御理解してもらいたいと思っております。またこのアンケート結果につきましては、今後市民の皆様、議会の皆様にも公表していきたいと考えております。

多文化交流のイベントにつきましては、現在地域振興会が中心となっていていただき、一心祭りの踊り、大地のまつり、わいわいまつり、きてみんな祭などで外国人の方の参加をいただいて今交流を進めております。これは当然今の我が安芸高田市のうごきの中に外国の方と一緒に参加してもらおうということなんで、そのアンケート結果とはまた違うんですけれどもこういう意味で今そういう事業を展開しております。

また、8月には市民有志の方が草の根的に実行委員会を結成されまして、22カ国の参加のもと「あきたかた国際夏祭り」を開催させていただきました。各国の伝統芸能、自慢料理の紹介などをしていただいたところでございます。

次に、啓発については人権フェスティバルではダニエルカールさんに「人にやさしいまちづくり」と題しての講演をいただきました。たかみや人権会館オープン記念講演会では、大学教員での落語家のニシヤンタさんに「多文化共生 新時代」というテーマで講演会を開催したところであります。また、講座といたしましては多文化共生入門をテーマとしたまちづくり公開講座を市内6地域で、市民講座を4つの人権会館で開講してまいりました。

今後の取り組みにつきまして、先ほど申しあげましたアンケートの結果を分析しまして、人づくり、まちづくりの視点から外国人と日本人が「共生できる地域づくり」「交流促進のきっかけづくり」「安心して暮らせる環境づくり」を柱に多言語による生活関連情報の提供、相談体制整備等の生活支援・行政サービスの適切な提供、外国籍市民に対する差別や偏見の解消、外国籍市民の社会参加、異文化理解の充実・相互交流などの事業を展開していきたいと考えております。

まず来年度につきましては、言葉、外国の方に日本語を覚えてもらうのがいいのか、我々が外国の方の言葉を覚えるのがいいかということも課題でございますけれども、そういう言葉の課題を市民の方々にまずはあいさつできるとか、きょうはいい天気ですとか、こんにちはとかこういうところからはじめていきたいと思っております。安芸高田市の多文化共生、新しい事業でございます。皆さんの御協力をお願いしたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

石飛慶久君。

○石飛議員 多文化共生ということに対しては、人づくり、まちづくりと。外国人さんとの交流の場をつくっていくと。広義の意味では平和の社会、地球は一つと、ここ安芸高田市で実行するよというようなかたちで受けとめさせていただきます。

次の質問に移りたいと思います。人権多文化共生推進室を設置されたあとの外国人との交流から施策方針の目標の中にある介護事業における外国人労働力の提供へ結びつける今後の多文化共生社会の構築のプランニングに必要な要素、または必需アイテムはどんなものがあるとお考えでしょうか。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 今後の構築のためのプランニングはということでございます。非常に難しい御質問でございますけれども、構築のためのプランニングでございますが、安芸高田市は少子・高齢化の進んでいく中で、福祉、介護の需要の増加等による介護士などの専門的、技術的分野の人材不足、また農業や産業に必要な人材を工業団地を含めて将来どのように確保していくかという大きな課題がございます。このことも課題解決に少子化を踏まえたこの多文化共生によってそういう外国の方にお助けを願いたいという大きな趣旨でございます。そのためには、他の町に先んじて5年から10年先を見据えた人材の確保ができる仕組みづくりが必要だと思っております。すなわち、外国人を地域の構成員とし、住みやすい生活環境を構築することが今後のまちの存続に大きな要件になると考えているところでございます。

マスコミの報道によりますと、国立社会保障・人口問題研究所の推計で、中国5県は今後10年間で人口が約44万人減り、労働力の中核である

15歳から64歳までの生産年齢人口が全体の6割を切るという報道がされております。私は、「このままだと地方都市や山間部では急激に農業や地域経済の担い手が不足し、生活が困難になる地域が生じる可能性がある。」と認識をいたし、非常に心配をしているところでございます。現在の社会の仕組みが全部崩れてくるんじゃないかということでございます。

このように少子高齢化に伴い不足する労働力を外国から求めようとするれば、その文化にも違いによるトラブルの発生も考えられます。こういう状況が起こる前から、「お互いの文化的な違いを認め合い、日本人も外国人も地域社会の構成員としてともに生きて行く。」という仕組みづくりを進めたいと思っております。相互理解のもと、安芸高田市の「多文化共生」を進めていきたいと思っておりますのでよろしく御理解をいただきたいと思っております。

私の視野にこの人口構成のピラミッドがございますけど、これは私がほらで何でも言ってるわけではないので統計的な数字なので何年後には若い人が何になるんだという数字はもう出ております。今、赤ちゃんが生まれたとしてもやっぱり成人に至るまで20年かかります。このような状況なのでこれは大きな課題。この田舎のまちの考える問題でなく、菅総理大臣に考えてもらわないけん問題かわかりませんが、先んじて我が安芸高田市はこれを考えていきたいとかように思っておりますので御理解を賜りたいと思います。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

石飛慶久君。

○石飛議員 先見性を踏まえていい自治体経営感覚を入れ込んだお考え方で本当に素晴らしいと理解させていただきました。なおかつ施策方針の中では介護という言葉が絞り込んであったのでぜひともその辺を結びつけてしまったんですが、今のお話を聞きますと社会全般における担い手不足、あらゆる業種の担い手が損なわれてくる時代が来ると。ただモデル事業として介護をとという言葉が入ったと理解してよろしいでしょうか。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 全くそのとおりでございます。我々老人の方々が現在の介護、保健師さんとかヘルパーさんが当然不足してくると。だれに介護してもらおうのかという発想からスタートした話でございます。大きく考えれば、工場、企業誘致やっていますけど人材が確保できなかつたら誘致どころか、工場が韓国とか中国、外国に逃げていく。そうすると結果的に働く場がなくなってくるということになりますので、今の仕組みを維持するためにもこれはぜひ必要なことだと思いますので御理解をしてもらいたいと思います。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

石飛慶久君。

○石 飛 議 員 本当は何か多文化共生とこの担い手不足という大きな問題で一つの自治体だけで考えるべきではないということで十分お言葉いただいたかなと思います。

次の質問に移りたいと思います。この質問も非常に大きな話なので先の通告どおりにしくしくと質問させていただきます。

外国人の雇用については国内、市内、雇用情勢や国際的情勢の自由貿易などの動向により人材の過不足は大きく変わるとは思います。現時点での多文化共生社会の構築完成の目標時期はいつと想定されていますか。市長の所見をお伺いいたします。

○藤 井 議 長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜 田 市 長 非常に目標時期というのは大事なところだと思いますけれども、やっぱり社会的状況の中で今後皆さん方が人口が減少傾向にならないと言うような認識のデータがされたときにはもうこういう問題については、ほかの意味で考えていかないけん、人材育成じゃなしにと思います。現在のところ、いつでやめるかというんじゃなしに、もうこれいつまで必要で考えないけんという危機感のほうが先にきておりますので、これをやめるような環境に持っていくように努力をしていきたいと思っております。現在のところ先が見えませんが、これは。まだちょっと続くと思います。

それから今回のTPPの問題にしても、農業問題はどうなってくるんじゃないかと、日本で就業ができるんじゃないかと、いろいろな不安定要素が多いのでこういうことを踏まえまして、その多文化共生を見つめていきたいと思っております。今現在いつまでに終わるとかというのは失礼になるのでちょっと言われんと思っておりますけれども、これが見きわめるようになるように私もちょっと勉強していきたいと思っておりますので御理解を賜りたいと思っております。

○藤 井 議 長 以上で答弁を終わります。

石飛慶久君。

○石 飛 議 員 本日の一般質問の中でも第5期介護計画が平成24年度からスタートということでこの多文化共生と切り離して考えてはいけない実施計画、安芸高田市の中にはたくさんの事業がかかわってくるとは思いますので、今以上に先見性を踏まえて自治体の運営に邁進していただきたいとしかと申し上げて一般質問を終了したいと思います。

○藤 井 議 長 以上で、石飛慶久君の質問を終わります。

この際、2時45分まで休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午後 2時28分 休憩

午後 2時45分 再開

~~~~~○~~~~~

○藤 井 議 長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。  
続いて通告がありますので、発言を許します。

17番 今村義照君。

○今村議員 17番、あきの会 今村義照でございます。今回も例によりまして行政評価のことについて質問をさせていただくわけでございますが、今回の視点というのはこれまでやってきた行政評価の仕組みをどういったような形でさらに進めるのか、そしてどういうふうに今までやったことを現実の問題として生かしていくのか。そこを視点に質問をさせていただきたいというふうに思うわけでございます。

通告しましたように、今後の行政評価の取り組みについてその進め方についてでございます。従来ここ4、5年の安芸高田市が取り組んできたこの行政評価の問題についてはかなり進捗してきているやに高く評価をしているところでございます。しかしながら、ここにきてこういう行政の変化によりさらに猛スピードをかけてこの仕組みを完成に至らせるということがやっぱり喫緊の課題だろうというふうに思っているわけでございます。そのことを受けてこれまで2年間にわたる施策評価シート並びに事務事業シートの形のものでやっとなんてできてきました。それらのことから今後そのことをどういった形で具体的に進め、今後に生かすのかという観点について1点目がその具体的な詰め方はどういうふうにお考えになっておられるのか。例えば、決算認定について、あるいは予算編成について。そして本来なら執行部、議会、市民の間で評価されるべきこの行政評価の仕組みをどういうふうに進めていくのか、これが1点目の質問でございます。

○藤井議長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 ただいまの今村議員の御質問に対してお答えをいたします。

今後の行政評価の取り組みについて、今後の行政評価の具体的な進め方についての御質問でございます。行政評価の取り組みにつきましては、これまでと同様、さまざまな行政活動を行った事後に評価を行い、その結果を予算編成や事務改善に反映させるという基本的な考えに変わりはありません。

現在、すべての事務事業や施策について評価を実施しておりますが、制度から言えば、まだ必ずしも十分とは言えないと思います。行政活動の目的を明確にし、施策または事務事業を実施することで、「どれだけの成果が得られたのか」、「他に効率的な方法はないのか」などについて検証し、今後の具体的な改革・改善につなげていかなければならないと思っております。

行政評価の決算認定への活用に関しましては、今後、議会として決算審査にあたって評価シートやその評価結果をどのような手法と視点をもって活用していくのか、また執行部側が行った施策や事務事業の評価結果について、議会として評価をどのように整理し、市民に公表していくかなどの議論も必要と思われまます。

また市民の観点からの評価については、今はやりの「事業仕分け」と

いう手法もその一つと思いますが、先ほどの決算審査に評価結果を活用することの検討など、執行部、議会、市民の三者による評価がどうあるべきか、については市民に対する情報提供を着実に実施する中で、今度の課題として考えていきたいと思っておりますので御理解を賜りたいと思います。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

今村義照君。

○今村議員 これまで、初めて決算認定についてどういうふうにかつていうことが話題になったことは一歩前進だというふうに思うわけです。今年度21年度の決算認定にこの評価シートを使おうという形で準備を進めてきたわけですが、結果的には間に合わなかったわけでございます。

現実には、それらのことをもう先進地域ではやってるわけですね。これはまた後ほど申しますけれども、その仕組みをやるには今の行政評価のあり方自体をもっともっとしめなければ現実にそのことはできんわけです。例えば今年度21年度の決算認定に間に合わなかったというのは、8月いっぱいです、そのヘルプデスクをはじめ、その評価シート及び事務事業シートの完成が9月になったといったことが大きな原因でもあるわけです。それには今の事務のあり方を少なくとも2カ月は早める必要があるわけです、今後やろうとすればですね。そこらへんについての御認識はいかかがお考えでしょうか、お聞きをいたします。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 評価手法というのは非常に大事なことだと思いますけど、評価の仕方が課題でありまして、これが絶対的ではないということでございます。そこに達するまでにはかなりの試行錯誤、いろんなシミュレーションがこれからいると思います。今の評価が正しいから、と言うんじやなしにいろんな角度からこれは景気対策から見たらこうだとか、安芸高田市バージョンで考えたらちょっとおかしいとか、こういうような角度からの検証をまずしてます。ただ一般的な評価をまずやってるわけであって、これからなかなかその取り組みについても課題はあると思います。でもおっしゃるようにそのことを効率的に進めるための事業を早く進めるということは我々も検討していかなくちゃいけないことだと思っております。ただ、そのことについてもどういう影響があるかとか、これによりましてこれをやるとこれが影響あるからこれ早くできんとか、事業の執行にしてもそうですけど、4月にやってるのを事業執行を1月に変えるのかとか、このような問題も踏まえて本格的に検討していかないと議員おっしゃるような抜本的な評価はできないと思いますので御理解を賜りたいと思います。安芸高田市としてはこの評価についてはできるものから着実にやっていくということで御理解を賜りたいと思います。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

今村義照君。

○今村議員 おっしゃるとおりでございます。評価の仕方をどういうふうにするかというのはこれからの検討課題です。ただ言えることは、今までは評価に至っていないということだと思っております。それは事務方なり中間管理層の中で経営の中で多分いかされてるふうには思いますけれども、それはあくまで内部評価なんですね。この技術評価なり本来の目的というのはやはり市民にいかん評価し、いかに自分たちのニーズがこの行政に反映されてるかということをお互いが評価しあうというのが最終目的なんですね。そうするとそこに至るやはり手法の展開については考えなきゃいけませんし、議会としても今後その評価についてどういった形で進めるのかということも検討課題というふうこれから議会のほうも考えますけれども、そこら辺についてのお考えを改めてお聞きして、次に論点を展開したいと思っております。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 全くその同じことをお互い言ってるわけなんですけれども、この評価の手法についても、例えば何ぼ評価がどうあってもいわゆる正規の手続を得てこの展開をしているわけですよ。これを評価が悪いとぱっとやめるということになると、いろんなこともございます。そういうことも検証しながらしっかりやっていかなきゃいけないと思っております。ただ、議員がおっしゃるようにこの評価の欠けてるのは成果ですよ。例えば職員の皆様、市民の皆様、議会の皆様が経営的な感覚の視点を持つというのがこれが大きな評価だと思います。我々も予算編成にあたってはまずそういうものを意識しながらやっておりますから、そういうところも十分評価がでてますのでこういうことを大事にしながらこれからやっていきたいと。議員がおっしゃるような完璧なものにするにはまだ時間もかかるということで認識をしてもらいたいと思っておりますので御理解を賜りたいと思っております。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

今村義照君。

○今村議員 具体的に決算認定に生かす仕組みをやるのが当然の喫緊の課題かなと思ってるわけです。これまで執行部のほうは決算認定については主要施策の成果説明書という形でされてきたわけでございますが、やはり事務方として施策評価シートの作成にはそれに至る施策の展開には物すごく努力をし、そのことについて事務事業改善を含めてそういう裏づけがあってその評価シートができてるわけですね。それはやはり議会のほうももっともっと関与できるような形でやるのがまず先決だと思いますが、そこら辺についての御認識はいかがでしょうか。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 決算についての評価シートを生かす、これは大事なことで、それは手法としてやっていきたいと。まず私が申し上げてるのはやった結果

が絶対的じゃなしにそれが正しいかどうかという検証もいると思うんで、この辺のことを踏まえた上で次にいかないと、これ決算でやめたから次はやめたよというわけにもなかなか難しいと。例えば、この政府政党にしても評価するものによって価値観が違うわけですね。道路をただにするものもあればこっちはしちゃいけんと、その辺のことをちょっと時間をかけながら前に行きたいと思えます。決して議員さんがおっしゃるようなことが無意味というんじゃなしに、こういうステップを踏みながらももっともっと検証していきたいと。ただそれよりましてこういうことによって議員、私も含めて職員の経営感覚とかそういうことをもってきているということはそういったように評価をしているといったわけです。このことができるだけ予算にも影響されるように、そして調書がこうだというんじゃなしにその中身においてそういうことを生かせるようにこれからも努力していきたいと思えますので御理解を賜りたいと思えます。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

今村義照君。

○今村議員 そのための手段としてこれまで事務事業評価シートの中でやられているのがいわゆるPDCAサイクルなんですね。これはだから今後においても当然その手法についてお互いが検証しあうというのは永遠のテーマだというふうに思います。

それはさておきまして次に移らせていただきますが、20年度及び21年度の施策評価シートあるいは事務事業評価シートについて実は検証させていただきました。その中で21年度に施策としての新項目というのはございませんでしたが、事務関係の中でやっぱり数点の新しい施策が、項目が生まれてきております。具体的に言いますと、事務事業の中で例えば、市有住宅、市営住宅の維持管理、それに関する整備事業。それから給食センターの整備事業、文化財保護の審議会の運営、それから推進保険医療事業、それから社会福祉事業等に関する事務事業、それから介護に関する案件が2件出ております。それから幼保一元化の事業。その他出てきておりますが、このことが残念ながら実はじゃ今年度の事務事業の中でそういったような新規の項目がまだホームページから見る事ができんわけです。それでこの機会に22年度の新規の事務事業評価並びに施策評価の項目があるならばお示しを願いたいと思えます。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 本年度の新規に掲げた事務事業評価項目、施策評価項目についての御質問でございます。

本年度に評価対象としております事務事業数は443事業、施策数は96施策となっております。本年度より新たに追加した事務事業は12事業で、学校の耐震化事業、甲立古墳保存活用事業、多文化共生推進事業などが主な事業でございます。これらの事務事業は、いずれも現在の施策の体系の中に組み込まれていることから、施策の新たな追加はございません。

いろいろな事業については時の経済状況とか、時の指導者によっても違うということがあるのでこの辺は御理解をしてもらいたいと思います。ただこのことは結局新しい事業の展開については、先般も御質問ありましたが、長期計画の中で位置づけた上の施策展開ということになっておりますので、外れた方向というのは考えられないので御理解をしてもらいたいと思います。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

今村義照君。

○今村議員 今の当然のことだろうと思うわけです。改めての施策として新規のものが出てきてるといふふうには思いませんけれども、当然これまでいろんな形で説明も受けていますし方向性もわかっているつもりでございます。しかしながら、事務的にはやはりおっしゃったように現実の問題として学校の耐震化の問題であるとか、それから甲立古墳の問題、多文化共生あたりも事務的に勧めなきゃいけないこともあろうかと思えます。そのことによってこれまでの事務のあり方が恐らく项目的にも多少減っておりますので、そこら辺の理解があったというのはよく理解できるわけでございます。

それでは次にそのことを理解した上で、この行政評価の関係については先ほど決算認定なり予算編制についてそれを生かしたい、評価の仕方についてはこれからの検討課題だということでもございましたが、市長のお考えになる行政評価の仕組みが大体完成されたと、あるいはあるべき姿になったかなというふうに思われてる点があるとすればどういふふうにお考えになっておられますか、お聞きをしたいと思います。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 どのような形になれば、行政評価システムが完成したと考えられるか、という御質問でございます。

行政評価の目的は、「成果重視の行政を実現すること」、また「行政の説明責任を果たすこと」、また「効率的で質の高い行政を実現すること」、また「職員の意識改革・能力開発を実現すること」と言われております。

平成18年度の試行導入以来、本年度で5年目を迎えます。年間スケジュールなどの見直しを行いながら、よいシステムとなるよう試行錯誤をしておりますが、毎年の積み重ねの中で職員のコスト意識や評価に対する考え方も成熟してきたことは事実であります。また評価シートの公表も行っておりまして先程述べた目的は着実に実現されつつあると認識をしております。

問題はこれからさらに評価の精度を高めてみるとともに、活用についても先進事例なども考慮しながら検討を重ねていき市民に対する行政サービスがより満足がいくものとなるよう行政経営の仕組みとして機能させていくことが必要と考えております。

先ほど先般申し上げましたけれども、私もこれ今一番効果の高かったのは職員とか市民の意識改革が進んできたということでございます。我々このたびの第2次行政改革を選考するにあたってそういう民間活力の導入とかいうものが素直に取り入れてもらうという状況はこういう評価をしてきた成果だと思っております。これをいつでやめるかというのは私個人的にはこれは末代へずっと続けていけると、社会状況に合わせてやっぱりいろんな前にはよしとされた事業も今後はばつにせないけんかなというその生みつけ役としてのこの評価というのはしっかりいるんじゃないかと思っております。この行政評価にしてもわかりやすくやっぱり皆さん方の参画できるようなシステムの構築についても考えていきたいと思っております。答えになったかどうかわかりませんがそういう考えであります。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

今村義照君。

○今村議員 まだおっしゃるように確かに現場における職員の意識改革あるいは中間層における施策に対する取り組み方、かなり進んでいるというふうに私も評価はするわけでございます。そこでそのことはそれから本来の行政評価の目的も先ほど市長がおっしゃったように成果事業を掲げながらお互いが検証し合う仕組み、それが最終的な到達点だろうというふうに理解をいたしますが、そのことは平成21年3月に平成20年度の行政評価報告書というのが事務方のほうからも出てるわけですね。それらの中でこれまでのあった案件をその目的からそれこそこれまで進められてきた状況がどんどん報告されておりますが、その中で今おっしゃったことについていみじくも管理職並びに首長の行政を展開するあり方がちゃんと書かれてるんですね。要約すればよそに行政評価の先進自治体においては非常に首長のリーダーシップのもとにこれが掲げられて取り入れられて行政評価がよく機能している場合が多いという報告があります。

そしてさらに重要なことは、それらの中で今後その施策から生活への転換をどういうふうにあたるかというのが内部できっちり評価し合えて丁寧に進められるような仕組みが望まれるというような形であるわけですね。したがってやはりそこらへんの市長及び管理職、理事者側のさらなる意識改革がもっともっと必要なんじゃないかなろうかというふうに思うわけです。と言いますのが、現実的にはその施策の上にあるのは政策でございますよね。先ほども今の総ヘルパー構想の考え方も出ておりました。これらのものは立派な政策の趣旨だろうと思うわけです。それらを理論的に今から体系化し構築したいというお考えのようでございますが、私はこのことを行政評価の仕組みから取り入れるべきだろうというふうに思うわけです。その点になるのはやはり福祉であり医療の問題であり介護の問題であり、それからまちづくりの方向性の問題、こういったようなことはこれまでやられておる評価シートのあり方が長期総合計画の項目に沿った形でそれぞれが評価され施策が行われたという形になって

るわけですね。従いまして今言いました総ヘルパー構想もその政策として市長がお考え、掲げられるということになればですね、そこら辺の検証からしっかり体系づけられることができるんじゃないかなろうかという手法として使えると思うんですが、その点についてのお考えはいかがでしょうか。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 ちょっとお話があべこべになってるんで、私市民総ヘルパーとか新交通というのは評価からやったわけじゃないですよ。私は施策からまずこれくるんで、おっしゃるようにこういうのは市民の施策評価にも結びつかないといけんと思うんです。これは聞くのをやろうとしているわけですよ、絶対に。それやるための手法、施策、伝達の仕方というのをしっかり考えていこうと思ってます。これがなければできんというものじゃないんです。ただ評価の材料としてはいいんですよ。だから議員がおっしゃるようにこれを評価して施策の展開整備なんていうのはあべこべの話であって、だからそういうものばかりじゃないんだと。あるものについてはちゃんと伸ばしていかないいけん。また市長が変わったら新たな施策をするかもわからない。その評価というのはまた議員さんや市民の方が評価せないけん。その評価の仕方というのを今整理という形になっとったわけです。悪かったら市民の皆さんがやるわけです。それをこっちをオンリーでいくというたら今の民主主義の根底がおかしくなるのでその辺のところは御理解を賜りたいと思います。ただこの評価のシステムを利用して今まで練ってきた、今まで長期的にやってきたものがええんか悪いかということは大事なことなんですけど、これがこうだからこうだというお話じゃないと思います。それがこちちょっと御理解をしてもらいたい。私もこの評価が悪いというんじゃないし、今の事業の検証するにはええ制度と。だからどういう例えば市長が変わったらまた新たな事業がくるでしょ。この評価どうこうというんじゃないし。ただその時にはこのある程度皆さんの、今まではこういうものではなくて議会とか地域懇談会とかそういう場でやってるわけです。現在も今もやってるわけですから。これ絶対的じゃないと思ってます。だからこの併用をしながらより市民の理解が得られる施策の展開をするということで御理解をしてもらいたいと思います。この評価についても今後も進めてまいりますけど、仕分けをふるい分けするええ理由にはなると思いません。事業、これも仕分けというのも同じような作業なんで。将来的には今度仕分けというのもまた検討に入れてはいけませんけど、そういう観点から一応私もとらえていきたいし、また議員さんもとらえていただきたいとかように思っております。非常に施策なんかについては私も先ほどから同僚議員からの説明にあったように総ヘルパー構想が自助・公助、市民が理解してくれないと何もならんわけであって、このシステムで理解してくれるんならそれでいいし、その方法はこれもあるし行政懇談会

が説明することもあるし、広報で説明することもあるし、議会の皆さんが今度議員懇談会の中で市長はこう言うとするっていうのも広報だし、総合的なあり方でその事業の推進に生かしていきたいという意味で行政評価も理解してますので、しっかりこのこともやりながら今までの仕組みもしっかり考えながらいい評価システムにしていきたいと思しますので御理解をしてもらいたいと思います。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

今村義照君。

○今村議員 おっしゃることは当然でございまして、新たに市長さんがなられて例えば具体的には学習指導員の問題であるとか、補助員の問題であるとか、こういったなかったことをみんな認めてきているわけです。現実、今のお太助ワゴンなりのあり方についてもみんな認めてきているわけです。したがって全部これも行政評価になかったことを改めてやるというようなことを言ってるわけじゃないんですよ。それは総合的にやっぱり検証する仕組みをやるのが一つの手段としていいのではなからうかということ言ってるわけでございまして、そのことに別にこだわっているわけじゃないんです。しかしながら、その政策をよりもっと話を読んだらやはり当時の総合計画の最大の指標というのは、「人 輝く安芸高田」の、これは永遠のテーマです。そうするとそのためにはどういった施策なり政策を行わなければならないかという形で総合計画の中でそれに向かってやってるわけですね、事業を。そうするとやはりその本来のまちづくりのあり方の一つの手段としてその手法を使うというのは極めて有効な一つの手だてだろうというふうに思うわけです。それをここまで施策評価までできたわけですからその施策評価に生きる形でこのことを活用できる仕組みを早くできないかなという提案を言ってるわけですよ。そこら辺についてまだまだしっかり論議しなきゃいけないことなんです、本来の目的というのはやはり目指すべきそれこそ安芸高田市のあり方なんです、根本はね。その段階として今の事業評価の仕組みが事務改善から施策評価、それからその上に政策という形でやられる手法があるということのことをこう言っているわけですし、そのことについて御見解があれば改めてお伺いしたいと思います。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 先ほどから申し上げましたように、行政主要としても施策評価というのは大切なことと思っております。ただそのチェックする機能とすれば議会がありいろんな質もあるんでそれらとの整合をたもちながらこれも生かしていきたいとかように思っております。議員御指摘のようにそういうことをやっぱり機械的に積みあげていくのも確かに一つの成果でございしますのでこれを踏まえながら皆さんの御意見、市民の意見を賜りながらいい方向づけをしていきたいとかように思いますので御理解をしてください。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

今村義照君。

○今村議員 もちろんその手法は今後議会にも求められるわけです。議会としてははっきり言って行政評価の仕組みを有効に生かすための手だては現在今まで行っておりません。このことは次の決算委員会なりあるいは各常任委員会で施策の評価をしっかりとしあって、やるということは方向ができておりますけれどもやはりもう一遍原点に戻らなきゃいけないのが、情報開示なんですね、このことにおける。これの取得がやっぱりいなめないというふうに思うわけです。先ほど冒頭で言いましたけれども22年度の改めての事務事業がまだまだ示されていないというのがやはり市民にとっては不足だろうと思います。本来こういう施策なり今後の政策をやりますという情報についてはしっかりと開示していくということが必要です。そこら辺についての御見解をお願いをいたしたいと思います。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 情報開示につきましては機会あるごとに議員の皆様方にも方向性というのはしっかり示しております。それで行政懇談会においても私はこういう方向にあるんだということはちゃんと示しておるつもりでございます。広報見ないからわからんとかいう市民さんにも実際にはいけないのですけど、私はよそのまち以上にやっていると認識、それで決算書につきましても市民の方に皆全部公示しているわけですから必要な方は皆持って帰ってもらうようなシステムになっていると。一つも何も隠すことはないのです、逆にこういうものがまだ情報開示していないというのがあるなら教えてもらえれば。私にみれば全部していると思ってます。施策の展開についても新たな事業については議員の皆様方にはその都度説明をしているということに思ってます。この辺が足らんということがあれば御指摘を願えれば直していきますけれどもしているつもり。いろんな行政懇談会とかそういうものも、そういうことをやるために今やっているということなんで、手続上おくらしているものがあればこれはちょっと早目にするということもありますけれども、それは前後の時系列の問題もございまして理屈のつくものについてはこらえてもらいたいですけど、早いものについてはできるだけ早く提示していきたいとかように基本的に思ってます。全然情報提示というのはやっておるつもりなんです。今のところ安芸高田市として隠しているものは一つもございません。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

今村義照君。

○今村議員 今の市民対する説明責任ということについては、これからのあり方、議会のあり方も含めてこれからやっぱり永遠の課題でありますのでここら辺について双方で情報公開ができるような形での仕組みはやっぱりつくるべきだろうというふうに思います。

次に移りますが、4番目として政策の主要視点についてお伺いをいた

します。主要として今政策の一番に市民に訴えられている点についてはどういったような案件をお考えなのかということについて、その点についてお伺いをいたします。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 政策評価の視点に立って、市長として何が一番市民に訴えたいかという御質問でございます。市長に就任以来、マニフェストに掲げた政策につきましてこの間重点的に取り組みを進めてまいったところでございます。自主防災、自主介護といった、「自分たちでできることは自分たちでやっていく」という市政と市民との「自助」「共助」「公助」の観点から自主防災組織の設立や市民総ヘルパー構想、少子高齢化対策としての子育て支援、児童館・児童クラブ・ファミリーサポート事業の充実、結婚サポート事業の創設、教育条件の充実拡充としての学習補助員の配置、また本年10月より全市域に拡大いたしました「お太助ワゴン・お太助バス」の運行、農家所得の向上対策としての「集落営農の推進」「認定農業者等の担い手農家の育成」、また「地産地消」や「農産物の産地化」、さらには「文化や歴史、スポーツや観光の振興」「企業誘致の促進」、これらの施策につきましてはおかげをもちましてこの2年半の間に一定の成果をみております。相対的にみれば本市のまちづくりは着実に前進しているものと感じております。

今後におきましても議会をはじめ、市民の皆様方に積極的に情報を提供しつつ、十分に意見等を伺いながらともに連携し本市が目指す「人輝く・安芸高田」を実現できるよう努力していきたいと思っておりますので御理解を賜りたいと思います。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

今村義照君。

○今村議員 確かにこれまでの成果というのはいろんな形で私も評価をしたいというふうに思っております。そしてやはり今後の課題もでてきたんじゃないかというふうに思うわけでございます。先ほどの総ヘルパー構想の体系的な裏づけ、それから手法としての理論武装、ここらはやっぱりしっかりとして市民に説明すべきだろうという点はいなめないんじゃないかというふうに思いますが、そこは今後検討されるということでございますのでしっかり議会のほうとしても今後も検証していきたいと申し上げてこの質問を終わります。

次に、今後は現実的な問題になりますが、平成23年度の事業としてその施策について今後これはどうしても23年度に予算がしたいんだろうと、あるいは事業がしたいんだというようなものが現在おありならお願いをしたいと思います。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 平成23年度予算編成に向けた事業施策の御質問でございます。本市の

今後の重要事業につきましては先般の総合計画（実施計画）の見直しにおいて、計画年次も示し、御報告をさせていただいたところでございます。とりわけ有利な合併特例債が充当できる平成25年度までに残すところわずか3年となっております。平成23年度におきましては、それらを踏まえまして葬斎場の整備事業、また学校耐震化事業、向原町生涯学習センターの整備事業、光ファイバーを中心とする高速通信網による地域情報化推進事業、これらを喫緊に取り組み課題、必要と今後ともやっていかないといけない事業でございます。本格的な調査、またはこのことについての工事に着手したいと考えておりますので御理解を賜りたいと思います。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

今村義照君。

○今村議員 いまおっしゃられました観点は喫緊の課題事項でもあり、それから高速化における情報網については今後の永遠の大きな課題だろうというふうに思うわけでございます。このことの事業化に向けて我々も大いに頑張っていきたいというふうに思っております。何度も言うように、この行政評価についてはやはりお互いがチェックしあいながら永遠の課題なんです。その仕組みをやっぱり早くつくること、そして1年ごとにその評価をし合うというのが普通ですが、できるだけ中途でもいろんな形で議会、執行部、市民の間で評価がし合える仕組みをつくることを望んで私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○藤井議長 以上で、今村義照君の質問を終わります。

続いて通告がありますので、発言を許します。

15番 金行哲昭君。

○金行議員 15番、政友会の金行でございます。本日最後の質問者として質問をさせていただきますので、短く適切に答弁をいただくことをお願いしまして質問を始めさせていただきます。

私は、小原地域基盤整備事業についてでございます。この事業は平成16年に経営体育成基盤事業として小原地域が経営事業として行われまして、今第1期小原地域、下迫地域、上迫地域と進んでおります。順調に進んでおります。行政評価でございませませんが、各自の職員の皆さんの一生懸命な努力によって進んでおることは深く感謝しております。その中でも第1期、平成19年10月に設立された農業法人トペコおぼらについてもその基盤整備事業に経営事業につきまして水稻、飼育ねぎ、キャベツ、稲等々のことで順調に営農集団が発足し、順調に進んでおります。そのことに関してではございませませんが、今後まだ最後の事業が最終手段として残っております。その基盤整備の事業について今は名前も変わっておりますが進捗状況と今後のスケジュールを全体的な工期を第1点目とお聞きしたいと思います。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 ただいまの金行議員の御質問にお答えします。

小原地区基盤整備事業についての質問でございます。小原地区の基盤整備事業につきましては、現在、下迫工区16.9ヘクタール、上迫工区7.2ヘクタールの合計24.1ヘクタールを小原2期地区として県営事業で取り組んでおるところでございます。総事業費は4億5,200万円でございます。

進捗状況と今後の事業のスケジュールでございますが、今年度24.1ヘクタールのすべての整地工事を完了し、平成23年度以降において暗渠排水及び付帯工事・雑工事を行うこととなっております。これが完成すると工期の完了となります。全体工期につきましては、平成24年度完了を目指して頑張っております。事業費のベースで現在の進捗率は73%であります。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

金行哲昭君。

○金行議員 この事業で順調に平成24年度を目標に順調に進んでいるということで、私はそういうことも把握しておりますし、ここで第2問目の質問に移るわけですが、基盤整備の地域であっていろいろな事情がございます。前回の質問のときも小原地域全体芸備線が通っておって地域の水道、道等々で非常に緊急時に市民の方、子どもの通学路いろいろなことで質問をした経過もあります。早速市長の御決断で調査しなさいということで調査も進んでおると聞いております。そのことでそこはそれでまことによろしいんですが、地区内であって地域内の事情があって地域外がございます。どうしてもこの事情。そこで農業の土地がないとかいうような、そこらを地区じゃないから上まで地区内できれいな水路が助成できて、下は地区でないとできない。水は上から下に流れてくる。下の水が大水になったときにはできたところまではずっと流れるが、できない地区外だからできない。さて工事が終わってもそれは地域内だったらなげておくというわけにはいかんと思うんです、行政として。そこらの辺を私が2番の質問で基盤整備地区外の災害政策について、そこらも考えておかねば後々市の財政を持ち出すとかいうことも考えていかないきゃいけないんじゃないかと思うんです。その点どう考えておられるか、お聞きします。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 基盤整備地区外の災害対策についての御質問でございます。お尋ねの地区外の道路、水路の整備についてでございますが、地元の思いを聞かせていただき県に要望は行いました。その結果、「圃場整備事業においては地区内、地区外を明確にして行っており、この事業費で地区外の道水路を整備することは困難であると。ただし、一定の条件が整えば他事業として、単県の補助事業の適用が可能である。」という見解をいただいております。

今後、県と連携を深めながら平成23年度以降の要望事業として前向きに取り組んでいきたいと思っております。我々もこの事業のあとに事業の成果がこの地区外にもうまく及ぶように考えていきたいと思っております。特にこの事業を拡張してでもその統合性の対策を考えられんかといかんということも調整もしております。ただ地域のあるんなその事情がございまして、どこまで御理解を賜われるかわかりませんが、できるだけ努力をして次のステップに行きたいと思っておりますので御理解をしてもらいたいと思います。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

金行哲昭君。

○金行議員 それは私も理解できます。地区内の人で入っとる人の中で地区外だからそこだけ直せという虫のいいことはやっぱり、その今の入っていらっしゃる地区内の同じ人にお金もかかりますというふうなむちゃ、行政として終わった後にまたそこが災害になったときに行政の責任になりますから考えてくださいよということで、それを言ったのが市長が前向きに考えますということでしたので、次の質問に移ります。

次の質問です。これはやっぱり石仏井堰の件でこれも県営の補助整備の管内のことで、この問題は甲田町時代からいろいろ40年ぐらいこの井堰が40数年たってるんですよ。甲田町時代からこの分は早く地元から直してくれ、直してくださいという意見もいろいろあって私も何遍もやって、いろいろなことが条件して今回の県営補助整備について御理解、担当課、担当職員、担当の人が努力されてやっとうということをお聞きしました。私もいろいろと情報は得ておりますが、その石仏井堰の改修方法、事業費等をお聞きしたいと思えます。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 基盤整備石仏井堰の改修についての御質問でございます。

非常にこれ懸案事項でございますけれども、県営事業として本年度から取り組んでおります。総事業費は1億3,500万円でございます。事業内容でございますが、旧可動堰と撤去後、新たに可動堰、長さ25メートル、高さ1.7メートルを設置するものであります。また、取水ゲートにつきましても旧ゲートを撤去後、新たに新ゲート一式を設置いたします。

今年度は実施設計を行ってます。平成23年度に可動堰と取水ゲートを工場で製作し、平成24年度に工事を実施いたし完成する予定であります。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

金行哲昭君。

○金行議員 失礼しました。石仏でございます。

この経営の基盤整備のことによって、また各議員の努力によって石仏の井堰の改修工事、工事費も相当な1億何ぼの工事でございますので、いろいろなことで御尽力をしてくださっているということで、やっこの70戸少々のそれに付随する農家がいぞんして、いろいろな調整で利

益を講じていくんじゃないかということで検証する。来年度から工事に粛々と入ってくださるということで安心しておるところです。

そのことで次の質問に移ります。次の質問ですが、社会資本整備総合交付金についてでございます。この社会資本整備総合交付金は平成24年の整備総合配分で広島県のほうが活力創出基盤整備ということで広島都市部の中核拠点機能向上周辺地域の魅力のある地域づくり支援事業という名目はいろいろあるかも知れませんが、私が入れた資料にはこういうことでいろいろ広島県で7億400万円少々のお金があると聞いております。これもうちの安芸高田市もくと聞いておりますが、そのお金が非常によいことで地域に活性化というのができると思います。我が市の配分で地域づくりの事業をどのように考えておられるのか、恐らくもう考えていらっしゃると思います。この点をお聞きしたいと思います。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 社会資本整備総合交付金についての御質問でございます。社会資本整備総合交付金は、地方公共団体が行う社会資本の整備その他の取り組みを支援することにより、交通の安全の確保とその円滑化、経済基盤の強化、生活環境の保全、都市環境の改善及び国土の保全と開発並びに住生活の安全の確保及び向上を図ることを目的とした交付金でございます。このたびの国の補正予算によりまして、「広島県都市圏の中核拠点機能向上」と「周辺地域の魅力ある地域づくり」支援する計画のもと、広島県に対し、道路改良の補助として国費ベースで7億400万円の交付金が交付されることになっております。そのうち、安芸高田市への配分額は、国費1,800万円でございます。本市の当初要求額に満たされていなかった道路改良補助部分について今回補正・配分されたものであります。

このたびの補正により、現在、本市で事業を進めております、市道「勝田・根之谷線」及び市道「市場・宮ノ城線」の道路改良事業をさらに推進してまいると考えております。これ本来の道路改良事業をこういう名前に展開したわけでございますけど、魅力は道路の地域以外の事業も展開できると聞いております。例えば、このたびのお太助ワゴンが県道を通して町道に入ってくる、カーブが曲がれんいうたらこういう事業のほうを展開できるようにしております。事業の幅が大きくなったということでは評価をしていきたいと思っております。全体的なこの道路の予算が切られんようにちょっと管理をしていきたいと思っておりますので、名前が変わっただけでいいじゃつまらんので、その辺のところを踏まえながらしっかりと整備をしていきたいと思っておりますので、御理解を賜りたいと思っております。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

金行哲昭君。

○金行議員 民主党が政権をとっていろいろなぎくしゃく、マニフェストでもやることが全然できておらんと思って、こういう交付金というのは、こ

の交付金は市長、道路というのはひもつきではなかったんでしょ。今当然、道路整備には使わなくちゃいけないんじゃないかと私は思うんで、その点を最後にお聞きします。

○藤井議長

答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長

たまたまは道路改良でもらったものをこういうように変えられたから道路までいったわけで。道路についてもええことは、今まで本線だけだったのが付随したものをとても使えないようになったから幅が広がって助かりましたという説明をしとったわけで非常にいいことなんで、ただ額がどんどんふえてくれば助かりますが、よろしくお願いします。

○藤井議長

以上で答弁を終わります。

金行哲昭君。

○金行議員

きょうの私の一般質問の中でもいろいろな要望等、整備計画のスケジュール、井堰の工事計画事業費等々をお聞きしましたが、それが着実に進むように、規定どおり進むように願って私の質問は終わらせてもらいます。ありがとうございました。

○藤井議長

以上で、金行哲昭君の質問を終わります。

これをもって本日の日程は終了いたしましたので、散会いたします。

次回は、明日午前10時に再開いたします。大変御苦労さまでした。

~~~~~○~~~~~

午後 3時51分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

安芸高田市議会議長

安芸高田市議会議員

安芸高田市議会議員